

令和8年第1回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和8年3月12日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 4 七原 剛 |
| 5 加藤弘文 | 6 今泉吉人 | 7 山口伸彦 |
| 8 田中邦利 | 9 原田直幸 | 10 金田敏行 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松浩文	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	今泉 宏	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 米倉和彦

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

1 村松一徳議員

- (1) 町職員の人材確保と業務改善の対応について
- (2) 北設楽郡部活動地域展開協議会（仮称）について

2 田中邦利議員

- (1) 衆院総選挙と国民審査の投票結果について
- (2) 「加齢性難聴」の早期発見のため、健康診断に聴力検査を加えることについて

3 加藤弘文議員

- (1) 段戸裏谷原生林整備計画について
- (2) 設楽町第3次総合計画での人口減少対策について

4 村松純次議員

- (1) 令和8年度当初予算に伴う施政方針について
- (2) 令和8年度設楽町教育方針について

5 原田直幸議員

- (1) 令和8年度事業の取組み内容について
- (2) 北設情報ネットワーク民間移行事業について

日程第3 議案第39号

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正

会 議 録

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。今日は田口地区では雪が降りました。寒さがぶり返しているようです。また、風邪が大変流行しているようであります。執行部の皆さん並びに議員各位におかれましては、体調管理に十分注意してください。

会議に入ります。

ただいまの出席議員は9名全員です。定足数に達しておりますので、令和8年第1回設楽町議会定例会第2日目を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本定例会の会議運営並びに本日の議会日程を議会運営委員長より報告願います。

6 今泉 おはようございます。令和8年第4回議会運営委員会の結果の委員長報告をいたします。

令和8年第1回定例会第2日目の運営について、3月9日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1「諸般の報告」は、議長から報告があります。

日程第2「一般質問」は、5名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。なお、確認のために申し上げますが、質問は一括方式か一問一答方式と宣言の上、質問をしてください。

日程第3、議案第39号は追加議案です。単独上程、単独質問の後、総務建設委員会に付託です。

以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告がありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長 日程第1「諸般の報告」を行います。

議長として、定期監査について、報告します。監査委員より地方自治法第199条の9項の規定により定期監査の結果について報告が出ておりますので、事務局で保管しております。必要な方は閲覧を願います。

議長 日程第2「一般質問」を行います。

質問は受付順とし、質問時間は答弁を含め50分以内とします。

初めに、1番村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) おはようございます。1番村松一徳です。議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一問一答方式で質問します。

今回は、「町職員の人材確保等業務改善の対応について」と、「北設楽郡部活動地域展開協議会(仮称)について」の2点について質問させていただきます。

初めに、「町職員の人材確保等業務改善の対応について」質問します。

自治体・官公庁では人手不足による職員減少が問題となっています。少子高齢化により人材確保が難しい状況が今後も続きそうです。本町でも例外ではありません。

自治体職員の人手不足の4つの要因は、①給与の低さ。②長時間労働。③アナログ業務の課題とIT人材不足。④専門性が身に付きにくい、と提起されています。

本町では、消滅自治体ではなく、消滅自治体職員から社会構造の変化が始まる恐れがあると危惧しています。町長は以前から人材確保に関して年功序列からの脱却を掲げていますが、未だ実現されていません。人材育成は、これまでのメンバーシップ型——一括長期採用とか総合職を採用する、からジョブ型——スキル、経験重視への転換を進めるべきで時期にも差し掛かっています。

本町の令和8年度予算(案)では、DX推進事業に1,395万4,000円。DX推進に係る職員研修委託として660万円、プラグイン等の消耗品費、735万4,000円が計上されています。

また、1月27日に開催されたキントーン甲子園、設楽町はじめ、近隣5町村が事例発表を行ってくれました。そこでは、本町の建設課チームが優勝するなど、これまでの業務改善の成果、具体的に言いますと、現場でのデータ入力による時間短縮等が大幅に図られたということが認められ、これにより持続可能な取組は大変評価されました。業務改善の在り方に一筋の希望も見えてきました。

一方、依然として職員の退職や他業種への外部流失も課題となっています。一部ではカスタマーハラスメント関連も一因とも推測されている事例もあるようです。そこで、本町職員の人材確保と業務改善の対応について町行政にお尋ねするとともに、恐れながらも私自身の提案をさせていただきたいと存じます。

以下の項目で質問をしますので、御回答をお願いします。

1つ目です。過去5年間、令和3年度から7年度の新規採用者——中途採用含む。再任用や会計年度任用職員は別途としてもいいです。と、退職者数の人数。それと、職員の各課部署の平均勤務年月を提示してください。わかる範囲で結構ですということでお伝えしてあります。後で説明してくれると思います。

それでは席を移動します。

[村松一徳議員、質問席へ移動]

総務課長 はい。それでは、今の問いに対する答えをさせていただきます。

過去5年間の新規採用者数は、令和3年度9人、令和4年度8人、令和5年度9人、令和6年度9人、令和7年度3人で、一方、退職者数は、令和3年度10人、令和4年度6人、令和5年度9人、令和6年度9人、令和7年度9人の予定です。

また、令和7年度の在課年数は、全体平均で2.8年です。詳しくは御手元に添付の資料を御覧いただきたいと思います。

以上でございます。

1 村松(一) 細かな資料ありがとうございました。かえってこれで業務の過多になったと思いますけども、私が調べられないところがありましたので、ありがとうございます。

この中でよく見ていくと、令和7年度は平均で2.8、ということで、令和4年、令和5年よりも改善されているということで、ある程度、評価できる部分もある

と思いますけども。やはり、1年、2年ということ、2年から3年の間で、こういうのは、場所を移動するということについて、やはり、もう少しじっくりと3年以上とか、せめて5年ぐらいとかいうこともあるといいと思いますけど、その辺に関しては、何か総務課長さんは御意見ありますか。

総務課長 はい、職員の異動の目安として、おおむね3年間毎にという目安にしておりまして、それで平均2.8というのは、それに近い数字だと思っております。で、通告の中で後ほど出てきます、専門家と、あと、それに相反する、属人化という話が出てきますので、そちらでお答えできればと思います。

以上です。

1 村松(一) はい。では、後ほどお願いします。

2つ目行きます。

現在の職員の休職者数と理由を提示してください。

総務課長 現在の職員の休職者数は2名です。理由は、メンタルの不調によるものです。

以上でございます。

1 村松(一) 2名いるということですので、承知しました。

それでは3番に行きます。

新規採用者が少ない原因、今年がちょっと、令和7年度は極端に少なくなっているということですが、その原因を町行政としてどのように分析していますか。

総務課長 はい。同じ給与水準の募集があった場合、より立地条件の良いほうを選ぶ傾向があると思われれます。

さらに、民間事業者との競争、自治体間の競争の中で本町が選ばれにくい状況にあるかもしれません。

令和7年度に関しては、職員採用試験の実施時期が5月になってしまったことが要因であると思われれます。差し当たり来年度については、年度開始早々に募集を開始した上で、定期的な、7月と9月の2回採用試験を実施していきたいと考えております。行く行くは、随時募集などの制度を導入するなど、人材の確保に努めていく予定でございます。

以上です。

1 村松(一) はい。採用時期を前倒しするということが分かりました。

次に行きます。

これまでの町職員の人材確保の方法を可能な限りお示してください。先ほども一部回答がありましたが、もう少し詳しくお願いします。

総務課長 募集の方法としては、区内回覧や町ホームページへの掲載、民間求人サイトへの掲載を行っております。あと、行政無線等の募集もしております。

採用試験の形態としては、令和3年度以降は、一般採用試験、各種適性検査、作文によって行っていましたが、受験者個々の特性により正確に把握するため、令和4年度から一般教養試験と各種適性計算に替えてS P I試験を導入してきました。これにより、受験者の知的能力と性格特性を同時に測定することができ、採用選考や入庁後の配属の参考に活用できるようにしております。

以上でございます。

1 村松(一) はい。採用試験の制度も、やはりどの職種も人材確保が難しいということで、やはり簡素化しているところもあります。作文をなくして面接を重視する

とか、そういうところもありますので、本町、今、いろんなことで工夫されているということですので、それをもとに、まずは、良い人材を何とか確保してほしいなと思いました。

次行きます。

現在の町職員の職員研修及び待遇改善や要望など、どの程度聞き入れていますかということをお願いします。

総務課長 はい。職員の研修については、必須の研修となる階層別研修と任意の専門研修に分かれます。

階層別研修では、課長及び課長補佐研修を愛知県市町村振興協会研修センターにて受講。係長研修、一般後期研修、それから、一般前期研修、それから、新規採用職員研修を新城・設楽地区市町村研修協議会にて受講します。

専門研修につきましては、愛知県市町村振興協会研修センターが実施する研修の中で予算制約のある中、必須と考えている法制執務や、それから新任係長級、個人情報保護・情報公開研修にマイナンバー接続系業務担当課からそれぞれ1名程度、公営企業会計への対応として複式簿記研修1名、広報紙の研修として1名を例年計画し、受講してもらっています。

その他、ITリテラシー研修や個人情報保護については、当町に講師を招き研修を行っています。

また、全体職員を対象にストレスチェックを行い、職員の自身のストレス度合を自覚し、気づきを促すほか、心理士、カウンセラーによる個別面談を開催し、職員のメンタルヘルスケアを行っています。

待遇改善につきましては、人事院勧告に基づき、民間の労働環境との格差を是正しています。

要望につきましては、町長が希望職員に意見を聞く機会を設けたり、毎年自己申告書を職員から聴取する中で、要望についても聞いております。

以上でございます。

1 村松(一) はい、各種研修をやっているのは分かりました。

ちょっと一つお尋ねしますけども、その研修をした成果、それが、実際の業務とか仕事内容にうまく関連してない、ちょっとうまくできてないという場合の追加の指導とか、追加の研修とか、そういうことも図っておられるでしょうか。

総務課長 はい。職務上、問題が起こるようなことがあった場合、そこでは習得不足になりますので、そちらでは、そこを補う意味で適切な研修を促すということをこれからしていきたいと思っております。

以上です。

1 村松(一) よろしくをお願いします。

それでは次行きます。

令和8年度の総務課の成果目標に掲げてあるDX事業、DX推進委員が選択した業務改善というのが示されています。これは本当に可能なのかどうかをお尋ねします。

細かいことは省略しますが、簡単に言うと、1日6分の業務を短縮すれば、それが年間トータルすると、1人分の時間が確保できる。ですので、1人以上の労働時間を短縮できるという数値上の試算であります。果たしてこれがうまくいくかどうかというのは、ちょっと私も見もの——見ものって変ですけど、本当にで

きるかどうかということで、その辺の見通しとかいうのは、どのように捉えているかということでちょっとお尋ねします。

総務課長 はい。今回の研修では、参加した職員を類似業務や業務経験で分類し、4チームを作成し、チーム自らの問題から課題の発見、それから課題解決方法を検討。それぞれ、人事給与関係解決チーム、それから介護団体課題解決チーム、それから施設管理課題解決チーム、それから公共ストック管理課題解決チームとしてkintoneを利用した業務改善に取り組みました。

業務短縮の見込み時間としては、人事給与チームで約23時間の短縮。介護団体課題チームが約15時間の短縮。それから、公共ストック管理課題解決チームが約229時間の短縮。それから施設管理課題解決チームが3時間となり、合計約270時間と目標には届きませんでした。

業務時間の短縮については、課題として選定した業務において、どれだけのツールに置き換えて簡素化することができるか、さらに内外の調整を行い実装できるか、さらに課題として、選定した部分にどれだけ業務効率化の余地が残っているかという点に関係してくると考えますが、業務改善の意識醸成や手法については学べたと考えています。

また、当町のDXの取組は2年目となりますが、職員の取組として、内部調査の自己申告結果では1,709時間の削減となり、目標に近い数字となりましたが、達成できませんでした。

議員のおっしゃるとおり、人間は、AIロボットではありませんが——この部分は言われてないんですけど、通告ではありましたので、退職者の増加と新規採用職員の減少、平均年齢の低下を考えると、現在、職員一人一人の業務負担は確実に上昇し、それが早期離職に繋がっているのであれば、負の循環に陥っていることとなります。

総務省のDXの推進の目的は、ウェルビーイング——身体的、精神的、社会的に良い状態の達成であり、当町ではその点についてまだまだ不足していますが、職員数減少は、住民サービス減少につながっていくことから、少しでも職員の負担軽減のために、このような取組を継続していく必要があると考えております。

以上でございます。

1 村松(一) AIのことについては触れてませんが、回答ありがとうございました。

一つそこでお尋ねしますが、通告にはなかったんですけど。

業務の改善ということでしたら、今、ちょっと新聞なんかでもにぎわしている、田原市さん、蒲郡市さん、新城市さんでは窓口業務を短縮しようということも出ております。田原市はもう2月から施行して、4月からうまくいけば本的にやるということで、8時30分を9時にして、終業5時15分を4時半にするということで、もうやるということです。蒲郡市さん、新城市さんもそれに追随して7月と10月には、窓口業務を短縮するということをしていこうとしています。ということは、本町もこういうふうにやったほうがDX推進をやるよりも、効率よく業務改善できるんじゃないかなということも受け止められますが、その辺の発想というか、そういうことは考えていらっしゃるかどうか、追加で教えてください。

総務課長 時間の短縮は、逆に言い直すと、町民の方へのサービスの低下ということもございまして、時代の流れとかもありますので、周りの市町村の状況とかそ

ういうことも見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

1 村松(一) はい。次に行きます。

いろいろDXによる業務改善と職員への待遇というかいうことで、若干、反することを言うかもしれませんが、お願いします。

職員の専門性が身につけにくいという点の改善では、希望する職員にはその職種に長い時間着任していただき、専門的なスキルや知見を身につけ、仕事で満足感や生きがいを発揮させるようにしたらどうかなと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

総務課長 はい。専門職員育成は重要なことだと考えております。しかし、その一方で、職員の配属希望の多い部署と希望の少ない部署に偏りがあります。職員の希望を平準化する上でジョブローテーションを行い、職務が属人化しないことも大切なことだとも考えております。職務の専門化と属人化という、相反する課題に対し、バランスを考えながら対応していきたいと考えています。

以上です。

1 村松(一) 町長さんの意見を聞きたいです。

町長 はい。専門的な人材を育成するというのは必要なことだとは思っていますが、募集して全ての人が希望するところには行けません。それをどうしていくのかというのは大きな課題です。ですので、今のようにローテーションをしながら、その中で、ある意味、年数を重ねていったときに、ある意味専門的な部署に長くとどまるということは現実としてやっておりますので、そういう形になっていくものというふうに思っています。

1 村松(一) ということは、メンバーシップ型とジョブ型を両方のいいところを取り入れた、何か最近はやりのハイブリッド型っていうようなことも、もう町行政としては考えているということだというふうに受け止めましたので、分かりました。

次行きます。8番目です。

町職員の求人情報や、町観光パンフレットに目を引くキャッチフレーズを入れて、交流イベント会場で大々的にPRしたり、道の駅や郷土館においてみたりしてはどうでしょうか、ということで。職員募集に対しての、本町、アウトドアのまちづくりをしているということを前面に打ち出して、さらにアピールしたらどうかっていう、職員募集に関する意見です。

この点についてどうですか。

総務課長 はい、いろいろな機会を通じて、多くの方に設楽町が職員を募集しているということを知っていただくことは、応募者の増加につながることで考えていますので、募集方法については検討してまいりたいと思います。

また、一例ですが、はたちを祝う会では、職員採用試験に応募してもらえるように、そこで呼びかけているというか、活動もしております。

以上でございます。

1 村松(一) やはり、設楽町の魅力を発信して、自虐的とは言いませんけど、大変困っているということで助けを求めたいということも、何かもっと言ってもいいかなと思うんですね。設楽町はまだまだ大丈夫だよという、あまりのんびり構えていると、それはいけないかなと思うので、ある程度の危機意識を持ってやってほしいなと思います。

次に行きます。

地域おこし協力隊の定住促進、本町では50%程度だと伺っておりますが、それをさらに75%に引き上げるための新規事業者従事だけではなく、希望者には町職員への採用を検討してみたらどうかと考えます。いかがですか。

総務課長 はい。地域おこし協力隊は、ミッション型と提案型の採用がありまして、それぞれ目的を持った人の人材となっております。その中で、3年の任期終了後など、協力隊員が一般事務職に応募したいという希望があり、職員の応募要件に満たすのであれば、職員採用試験や面接を行う体制となっております。

以上でございます。

1 村松(一) ということは、希望されれば、そういう人は受入れますよ、受験できますよということで、それは年数が何年おらなければいけないとか、何かそういう制約とかそういうことはあるんでしょうかね。それだけ教えてください。

総務課長 はい。年数というか、職員採用の応募要件が、協力隊の在過年数は要件ではありませんで、募集する人の年齢の要件はございますので、そちらの要件にかなっていればということになります。

以上です。

1 村松(一) はい、分かりました。

次行きます。

町職員の半数近く、具体的にはちょっと分かりませんが、町外からの勤務者という現状があります。地域の方々と関係強化のための地区担当、各地区2名程度の制度を実施する考えはありませんか。以前実施した経緯があるということも私も聞いたことがあるし、そういうときもあったと思いますけども、その持続できなかった原因とは何でしょうか。

これは、今年、奈良の川上村のほうに視察行ったときにも、役場職員が地域担当をつけて、それが有効に働いている、機能をしているということで、とても向こうでは役立っているということも視察でお伺いした件でありますので、この点についてお伺いします。

総務課長 はい。以前、地区担当制度を行ってございました。それは、地区の御意見をお聞きしたり、書類等の作成の手伝いをするものでしたが、今は地区懇談会を開催し、幅広く地区の御意見をお聞きしております。

また、議員御指摘のとおり、職員数の減少、特に設楽町在住の職員が少なくなり、職員のマンパワー不足という観点からも、地区担当制度の復活は難しい課題だと考えております。

以上です。

1 村松(一) 自治体職員っていうのは、ここに採用されたら地区の皆さんと一緒に共に歩んで、共に生活して、共に力量を高めるといことが本質だと思うんですよ。これ、情緒的なことに流されてはいけませんけれども。そうすると、そういうふうに簡単に切ってしまうっていいの。これはできないからもうやめましょうということでもいいのかどうかっていうのが、私は大変気になります。

その地区に住んでる人たちと結びついて協力して、役場職員の顔は地区住民からも見えて、お互いにこういうことで交流して、じゃあこの点、地区懇談会だけではできない、そういうものをやっていく、それから書類関係だって、これ任したで、やってあげるよという、そういう何か結びつきっていうのが必要じゃない

かと思うんですよ。その点についてはどうお考えでしょうか。

総務課長 はい。議員おっしゃられること、情緒的……おっしゃられること、十分分かって、そうなるとなということも分かりますが、先ほどお答えさせていただいたように、マンパワー不足というところもございますので、ちょっと難しいかなと考えております。

副町長 はい。過去、地区担当制度を行っておりますけれども、これが中止になったことにつきましては、以前は管理職、課長補佐以上で、各課、各地区2名、2区地区を担当ということで、課長と課長補佐で割当てられて担当しておりましたけれども、各地区の熱意というかにすごく差がありまして、1年間かけて土日がほとんど潰れてしまうような地区もありますし、ほとんどお手伝いをする事がない地区もございました。その業務に対して職員間ですごい不平等感があるということも、職員からの話もありました。

そして、今の状態ですと、先ほども総務課長が言われたマンパワーの件ですけれども、今後、今、職員がだんだん退職して、新規採用を採っているという段階なのですが、今後、令和12年、13年になると、もう今の課長さんたちが卒業して、今の課長補佐が課長になると、13年のときには、課長補佐がもうゼロから1人になってしまうような時代が間もなく来ます。そうすると、管理職で、なかなかそういった地区の面倒見るということは難しい、マンパワー人数が足りないのです。そういう状態になってしまうので、なかなか職員にそういった、5時以降ですとか土日をサービスの的に地域を面倒見てもらうことができませんので。そうすると、仕事としてやってもらう形になると、すごく地域間にサービスの隔たりがありますので、これは今後の課題としてはとらえておりますけれども、どういう形で地域を支えていくかは、今、いろんなところで考えておりますので。以前のようなことを復活することは、今のところは難しいというふうに考えております。以上です。

1 村松(一) マンパワーの件はよく分かりますけれども、地区と、行政の結びつきというのがやはり大事だと思うんですよ。それで、時間外とかはこの仕事はできるけど、これはできないとか、そういう線引きもしていただきたい、なおかつ、課長さんクラスじゃなくても、係長やもっと若手の人たちにも入ってもらって、何か一緒に盛り上げようっていう機運が欲しいんですよね。それを自ら捨てちゃっていいのかっていうのを私は大変心配しているというところでもあります。

その辺を、やっぱり地区懇談会でも出ていると思うんですけれども、そういう場ではなくて、常日頃から、やはり役場には足を運んで、窓口にあつて、自分たちの話も聞いてもらえて、何か共にやっていこうということが大事かなと思うんですよ。ちょっとこういうと、また変になってしまうんですけど。しかし、これからの過疎のまちを活性化させるためには、それではいけないっていうことは分かっていますけれども、何か一工夫、何か結びつきを。いろんな職員さんがいると思いますけれども、設楽町をみんなよくしていこうという気持ち、それを大事にしてほしいなと思います。ということで意見です。分かりました。

町職員の業務過多とか、長時間労働の多くの課題がまだ山積しています。今、課長さんや町長さん、副町長さんも言ったように、何か手を施さないと大変なことになる状況が想定されますので、行政事務のスリム化構想も大切、大事なんですけれども、先ほど言ったように、地域住民とともに生きていくという、本来の地

域のつながりを感じさせる共生社会の在り方をぜひとも模索していただきたい
と思い、この質問を終わります。

議長、続いていいですか。

ちょっと時間のほうが押し迫っていますので、一括質問でもよろしいでしょ
うか。

議長 一問一答でお願いします。

1 村松(一) はい。じゃあ、次、行きます。

次に、「北設楽郡部活動地域展開協議会（仮称）について」、お尋ねします。

急激な少子化が進む中、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ、文化活
動に親しむ機会を確保充実させるため、部活動の地域展開を進めていく方針が国
からも提示されています。

国の補助制度を活用し、令和8年度に予算化された基盤整備を進めることが、
北設楽郡3町村で決定されたようです。

本町の教育委員会が主導し、北設楽郡3町村の学校部活動から地域部活動、さ
らに地域スポーツクラブへの移行を図ろうとしていることは評価できます。しか
しながら、多くの住民がそのイメージが持ちにくいと考えるので、以下の項目
について質問をします。

1 点目です。

北設楽郡部活動地域展開協議会（仮称）を創設し、専従のコーディネーターを
配置すると言います。学校部活動の整備と町村間の連携に向けた協議、準備を進
めるとは、具体的にどのようなことを指すのですか。お願いします。

教育課長 はい。ただいまの質問についてです。

この委員会のほうでは、令和9年9月からの休日部活動の地域展開を目指して、
各町村で活動を行っているスポーツクラブや文化クラブ等の状況を把握し、整備、
連携を進めていきます。

これ以外にも、生徒たちの新たな休日の活動の受皿の発見や創設も模索をして
いきます。これからは町村で活動できるような環境づくりを検討していきます。

以上です。

1 村松(一) 次に行きます。コーディネーターの報酬として258万9,000円、謝礼と
して25万2,000円を予算計上していますが、どのような組織で、どんな役割を
果たそうと考えていますか。

教育課長 はい。組織のほうにつきましては、数年度早々に設立準備会を設置しまし
て、3町村の教育委員会、中学校、地域グループの代表、保護者代表などにより
協議会を組織します。目標達成に向かって、先ほどお話ししましたような内容に
ついて協議を進めていきます。

謝礼につきましては、この委員会の委員へお支払いするものになります。

コーディネーターにつきましては、1名専属で配属しまして、地域とのつなが
りや新しい受皿の発掘など、郡内を隅々まで動き回ってもらい、今後の地域展開
の基礎をつくっていってもらいます。

協議会の運営に関しましては、先ほど議員が言われたように、国等の補助を受
けながら、3町村で負担をしていきます。

以上です。

1 村松(一) はい、分かりました。

次、行きます。将来の総合型地域スポーツクラブへの移行の具体像をお示してください。

児童生徒と住民が一体となるイメージの明確なビジョンが構築されていますか。ちょっとまだ聞きなれないことでもありますけども、この点についてお伺いします。

教育課長 ビジョン等につきましては、これから協議会を設置をしまして、具体的な内容を話していきたいと思っております。

以上です。

1 村松(一) はい。まず足がかりをつくったということで、これからよろしくお願います。

4 番目です。

北設楽郡内の地域部活動、地域スポーツクラブへの移行は成功すると考えていると思いますが、私もそう思っているんですけども、学校部活動や教員との関連も、詳細にその点分析されていますかということなのです。これからということなんですけども、こちらとしては、そういう考えを持って行っているいろいろ話を進めていくと思います。人・もの・こと、それから中小学校体育連盟との兼ね合い、指導者の育成や安全管理体制等、様々な課題があると思いますけども、その辺の関連、詳細に分析されていますか、ということでお答えください。

教育課長 はい。現在は、休日の地域展開の時期を目標としております。成功するかということは、協議会において、これから最終のゴールを設定していくこととなります。3町村一体となって推進していきたいと思っております。

地域展開後の教員の兼ね合いにつきましても、その協議会の中で検討をしております。

中小体連の大会参加につきましては、現在過渡期であり、学校単位のみでの参加資格から、条件によっては合同チームでの参加もできるものもあります。

指導者となられる方には、指導者講習会の受講が必須と考えております。今後、協議会の中で話し合っていくこととなっております。

以上です。

1 村松(一) はい、ありがとうございます。協議会の中で細かいことをやっていくんですけども、教員の多忙化ということで、中学校の先生は特に部活動の指導が負担になっているということは、全国的にもそれが出ております。それが長時間労働に一番関わっているということもありますので、その点に関しても、何とか進めていってほしいと思います。

最後にもう一点ですけど、学校の部活動から離れてしまうと、ちょっと心配するのは、家庭の経済力や関心度による部活動、差異が生じないかという恐れがあります。そのような手だてを何か講じていますか。

教育課長 はい。学校部活動から地域展開へ移行後に生じる家庭の負担等についても、今後検討していかなければならないと思っております。各家庭の事情に応じた地域展開を図ることにしたいので、保護者やクラブなどへのアンケートも必要になると考えております。

以上です。

1 村松(一) はい。分かりました。これを進めるには、すぐにはいきません。私も、25年前に派遣社会教育主事ということでいろいろスポーツのことについている

んなところと連携してやってきた、それも提唱してきたこともあります。部活動の地域移行というのは、やはり今後大きな課題となってきます。ぜひそれを、私も成功させないといけないと思っていますので、協力を惜しまないつもりであります。よろしくお願いいたします。

これまでの回答でまだ確認できない部分もありますので、今後、詳細についてはお尋ねする機会があるかと思いますが、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これですべて1番村松一徳君の質問を終わります。

次に、8番田中邦利君の質問を許します。

8 田中 日本共産党の田中です。一括方式で、質問を申し上げます。よろしくお願いいたします。

「衆院総選挙と国民審査の投票結果について」、質問します。

今回の総選挙は極めて異例の形で実施された選挙でした。高市早苗首相は、国会審議を行わないまま衆議院を解散しました。通常国会召集日における衆議院解散は1966年以来、実に60年ぶりであり、通常国会が1月召集となって以降では初めての出来事でありました。

さらに、解散から投開票までの期間は、戦後最短の僅か16日間であり、真冬の2月に投開票が行われたのは1990年以来36年ぶりという極めて異例の選挙日程となりましたが、全ては高市首相の自己都合によるものでした。

国民が苦しむ物価高に有効な手だてを打てず、トランプ大統領の力の支配を振りかざす数々の無法に一言の抗議もできない。内政も外交も行き詰まり、首相自身の政治と金の問題や、統一教会と自民党との癒着が次々と明るみに出て、国会審議に入られないとして、支持率が高いうちに解散に打って出るという保身と延命のための大義なき解散でありました。

このような日程の中で、ポスター掲示場の設置、投票所入場券の作成、期日前投票の対応、投票日当日の投開票事務など、町職員の総動員により選挙事務が行われたものと推察します。

一方で、年度末は予算編成の詰め、新年度の庁内体制づくり、人事など、行政事務が非常に繁忙となる時期でもありました。

そこで、次の点についてお尋ねします。

今回の総選挙に伴う選挙事務が年度末の行政業務にどのような影響を与えたのか、お聞きをします。

今回の選挙では、全体として投票率が大きく低下することなく終了しました。設楽町における今回の投票結果について、どのように評価しているのかお聞きします。

また、他市町村との比較においてはどのような評価になるのか、あわせてお知らせください。

さらに、今回の投票率向上に向けた取組は、通常の選挙時と比較してどのような特徴があったのかについてもお尋ねします。

投票日当日の個別移動支援については、自宅付近と投票所間の移動に限られており、支援は投票日当日のみでしたが、この効果についてはどうだったでしょうか。

今回、国民審査の投票率は低下しています。その要因は何か、また反省点や課

題があるとするれば、どのような点かお聞きします。

不在者投票には、期日前投票、福祉入院施設投票、郵便投票などの制度があります。福祉施設、入院施設における投票並びに郵便投票について、今回の投票結果にはどのような傾向が見られたのかお知らせください。

特に、郵便投票については利用者が減少しているように見受けられます。郵便投票は重度の身体障害者の方などを対象に、まず郵便等投票証明書の交付を受け、その後、選挙管理委員会の投票用紙を請求し、届いた投票用紙に候補者名を記入して郵送するという手続となっています。

このように手続の段階が多いことから、障害のある方の投票率向上にはより一層の配慮が必要ではないかと考えます。

次の点についてお聞きします。

視覚障害者、聴覚障害者の投票について、現在どのような対応が行われることになっているのか。また、投票所におけるそれらの方に対する接遇について基準や規定があるのか、お聞きします。

町内で、指定施設投票は行われているのかお聞きします。

寝たきりの方などを対象にした郵便投票制度について、どのような方法で周知を行っているのか教えてください。

次に、「加齢性難聴の早期発見と聴力検査導入について」、質問します。

日本では、加齢に伴い聴力が低下する加齢性難聴が増加しており、70歳以上で男性のおよそ4人に1人、女性では10人に1人が日常生活に支障来す難聴と言われています。

難聴になるとコミュニケーション機会が減少し、家族、地域との関わりが希薄になるほか、外出や就労意欲が低下するなど、孤立のリスクは高まります。さらに、難聴の有無は認知機能にも影響し、聴力が低下した高齢者ほど知的能力の低下が早い傾向が報告されています。認知症予防の観点からも、難聴の早期発見、補聴器活用は重要とされています。

設楽町では、令和2年4月から難聴高齢者補聴器購入費助成を開始し、65歳以上で医師の意見書がある方に対し、補助金購入費の3分の2、片耳上限5万円及び修理調整費上限1万円を助成しています。これにより、補聴器購入を希望する高齢者の経済的負担が軽減され、生活の質向上につながっています。ただし、利用者数はまだ多くなく、さらに普及を図る必要があります。補助の実績とその意義について改めてこの際お聞きするものであります。

話はそれますが、特定健診、高齢者医療確保法においては、30項目ほどの健診項目がありますが、聴力検査は含まれていません。一方、労働安全衛生法並びに学校保健安全法にはこの聴力検査が含まれています。がん検診においては、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんなどの検診が指定されていますが、前立腺ガン検診、胃がんリスク検診は、検診項目に指定されていません。その理由は何なのか、お尋ねをします。

聴力検査は特定健診の項目にはないが、老人保健健康増進事業として評価されているものであります。すなわち、難聴高齢者の早期発見、早期介入等に関する調査研究の結果、難聴高齢者についての支援は、普及啓発、早期発見、早期介入、フォローアップ、効果評価測定の一體的な支援が行われることが好ましいことがわかったわけであります。

健診、補聴器補助を一体のものとしてとらえ、日本の推定難聴者数が人口比率で11.3%と世界で3番目に多いと言われるなか、加齢性難聴の総合的な問題解決に発展させるために、これを支援し、健診項目として難聴検査を加えることが適切であると理解しているのですが、町の考えをお聞かせください。

がん検診の検診項目は、その検査による利益、不利益の総合的判断、検査の有効性の化学的根拠で決められると聞き及びますが、聴力健診はメリットの方が多く、健診上の有効性が認められるのではないかと考えます。

一般的な聴力検査を行うには、防音室やブースが必要ですが、床面積は0.5から3畳程度あれば十分で、環境騒音も30から40デシベル以下であれば問題ありません。大規模施設でなく簡易ブースや半個室で検査可能です。また耳鼻科で聴力検査を受ける費用は一般に1回約1,000円から1,500円程度であり、他の健診項目に比べても安価です。

以上を踏まえ、当町においても住民健診——特定健診、後期高齢者健診に聴力検査を加えることは以下の点で意義があります。

早期発見、介入による健康寿命延伸。聴力低下を健診で把握し、補聴器利用等へ早くつなげれば、高齢者の社会参加維持や認知機能悪化予防に寄与します。

公的支援との一体化。既存の補聴器助成制度と組み合わせることで、検診で難聴が見つかった場合に補助制度を案内しやすく、支援効果が高まります

費用対効果の高さ。聴力検査は1,000円から1,500円程度の低コスト検査で、騒音対策や専用機材整備の負担も比較的小さく済みます。国際的にも検査による大きな不利益は指摘されておらず、むしろ検査を通じて生活を改善する動機付けになり、長期的には認知症予防などで医療費削減効果も期待できます。

住民サービス向上。高齢者の聞こえをケア項目に含めることで、本町の高齢者医療、福祉への取組の充実をアピールできます。特に難聴は国民割合でも11.3%と高く、世界的にも有病率が高い、人口比3位の問題であることから、自治体レベルでの対応強化が求められています。

以上の理由から、住民健診の検査項目に聴力検査を新たに追加し、加齢性難聴の早期発見を図ることは、適切かつ有効な施策と考えます。前向きな答弁を求め、1回目の質問を終えます。

総務課長 選挙に関する一般質問をいただいておりますので、選挙管理委員会事務局の書記長であります、総務課長の私から回答させていただきます。

まず、1点目。選挙事務と行政運営についてということの御質問につきまして。

今回、衆議院議員総選挙におきましては、戦後最短の短期決戦と言われるほど大変準備期間が短かったものでございます。資材の用意等、選挙執行に向けた準備には大変苦慮するものと考えておりましたが、選挙資材を取り扱う業者から御尽力をいただいたことに加え、設楽町としては、今年度3回目の選挙ということもあり、間近選挙での経験を生かし、選挙事務については特段の支障もなく選挙の執行を終えたものと感じております。ただし、投票所における事務に従事していただいた職員につきましては、それぞれの業務がある中での従事となり、少なからずそれぞれの業務に影響を与えていると考えております。

それから投票率とその評価についてでございますが。

前回、衆議院議員総選挙の投票率は、70.49%、今回は70.07%と、前回と比較して0.42%の減少となっております。

選挙執行の周知につきましては、区長便による案内文書の発出、広報無線、街宣放送を行ってまいりましたが、これらにつきましては従前と変わりなく周知を行ってまいりましたが、広報無線については、放送する時間帯の調整、放送回数を増やすこと。街宣放送に関しましては、街宣の回数と時間帯による改善を行う地区を調整し、選挙人の皆様が耳にしやすいよう広報を行ってまいりました。

また、今回の選挙に関しましては、テレビ等で多く報道されていたものと記憶してございます。選挙管理委員会による案内のほか、メディアによる周知が後押しとなり、選挙人の関心が高まったものと考えております。

通告にない部分がありまして、まず、他市町村との比較ですが、今回の選挙、愛知県の投票率は 58.96%でした。上位の投票率を見ますと、1位が東栄町で 71.09%、2位が豊根村で 70.9%、3位が設楽町で 70.07%という結果です。

それからあと、個別移動支援についてですが、前回のときは個別移動支援を申し込まれた方が 4 人ございました。その 4 人の方には、今回も「使われませんか」という個別の御案内もしていたんですけど、今回の申込みはなく、ゼロ件だったということでございます。

それから、次に、国民審査の投票率についてです。

今回の国民審査は、皆様御存じのとおり、2月1日から投票できるとされておりました。国民審査における投票率についてですが、前回の選挙では 70.44%、今回は 66.04%と比較すると、4.4%低下しております。

国民審査についてですが、選挙とは異なり、罷免を可とする、または可としない裁判官を審査するものとなっております、選挙とは性質の異なるものと認識しております。国民審査の投票用紙を交付する前には、投票を棄権できること、また、県から配付された氏名等掲示にも同様の記載がされており、投票所に入場されたからといって投票を強制するものではございません。

また、選挙管理委員会としましては、選挙期間が異なることに関しまして、区長便各戸配布及び広報無線により周知、並びに投票用紙交付時には、国民審査の投票ができないが後日再度投票ができることを事務従事者から選挙人に案内させていただきました。これにより、一部、後日投票いただけた選挙人もいらっしゃいましたが、国民審査の投票ができる以前に投票していただいた全選挙人から再度投票いただくには至りませんでした。

前置きが長くなりましたが、このことから、再度投票に来ていただく関心を得られなかったものではないかと考えております。

なお、国民審査の日程につきましては、最高裁判所裁判官国民審査法第16条のただし書き及び同法施行令第13条に基づき審査を執行したものでございます。

それから、不在者投票等の状況についてということですが。

まず、視覚障害、聴覚障害者の投票への配慮でございます。

国政選挙においては、点字投票用紙及び点字及び音声による啓発資材が配布されるため、視覚障害者の方へいつでも案内が可能となっております。

聴覚障害者向けには、コミュニケーションボードを投票所に設置してあるため、それを用いて対応することを基本としております。場合によっては筆談による対応をすることともしております。

それから、町内の指定施設投票が行われているかということですが。

町内の指定施設投票とは、老人ホーム等の不在者投票施設のことをいうことで

よろしいかと思うんですけど、それを前提に話させていただきますと、町内の指定を受けている不在者投票施設は、愛厚清嶺の風と、養護老人ホーム宝泉寮の2件となっております。

それから、寝たきりなどのための郵便投票があるか、または周知の方法ということですが。

郵便による不在者投票の周知につきましては、選挙執行を通知するタイミングで区長便各戸配布により皆様に案内させていただいております。この郵便による不在者投票に関しましては条件が大変厳しく、例えば、両下肢、体幹の機能障害で身体障害者手帳だと1級2級に該当される方とか、あと、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸だと、1級または3級に該当される方、などのような要件がございます。それから、あと介護保険の被保険者の介護認定のほうですが、要介護状態区分が介護5と、一番重い区分の方が該当されます。

また、郵便による不在者投票ができる選挙人として、昨年度までは3名、現在2名が登録されております。1名減員は転出によって選挙人名簿から登録されなくなったものでございます。

先ほどの、その方の投票実績でございますが、今回の選挙投票では2名、先ほどみえたうちの1名が投票されたという結果です。

なお、郵便局による不在者投票の投票をしている選挙人には、選挙のたびに郵送で個別に案内をしております。

以上でございます。

町民課長 町民課からは、2番目のうちの1つ目の質問、加齢性難聴者への補聴器補助の実績とその意義について説明させていただきます。

難聴高齢者補聴器購入事業ですが、加齢による聴覚機能の低下により生活に支障を来している高齢者に対し、高額とされる補聴器の購入費用等の負担を軽減するだけでなく、家族との会話、友人との交流、地域活動への参加などを円滑にすることで、コミュニケーション能力の維持や社会参加を促し、日常生活の質の向上や、社会的孤立の防止を果たすといった意義があります。

また、近年の研究では、難聴が認知症の要因の一つであるとも指摘されていることから、認知機能の維持が期待でき、ひいては、健康年齢の維持にもつながるといった意義もあります。

さらに言わせていただきますと、身体障害者手帳取得による補装具——補聴器ですね、の対象とならない軽度、中等度難聴者への支援、また、全国的に健診項目に聴力がない中、医師の診断書をもとに助成ができるといったように、制度や事業の隙間を補うといったような意味もあります。

実績ですが、設楽町では、令和2年度の事業開始以来、現時点で通算で77名、合計288万円が助成されております。

事業が始まった2年度から、そのあとコロナ禍ということもありまして、当初2年度が2件、3年度、4年度が5件なんですけど、それ以降につきましては、今年度はまだ完全に申請された状態じゃないので達していませんが、大体10名平均での実績といった状況です。

なお、今年度からは、東三河全市町村での補助が実施されている状況です。

以上です。

保健福祉センター所長 はい。それでは、保健センター所管の2から4の質問に対す

る回答をさせていただきます。

まず、国が健康診査の検査項目としていない理由といたしますと、専門機関によります研究結果から、早期発見には有効ではありますが、健診の実施により死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分のためということが一般的に言われております。

ですが、設楽町では検診を実施しておりますので、過去の実績とあわせて回答させていただきます。

健康診査やがん検診の御案内をチラシ等で全世帯配布、広報紙への掲載等で住民の方へ周知させていただいているとおり、前立腺がん検診と胃がんリスク検診は、がんの早期診断、早期発見、早期治療に有効な検査でありまして、受診の有無につきましては、個人の判断に委ねられる任意の検査項目ではありますが、当町におきましては、検査の重要性や必要性が高いとの判断から、がん検診委託事業と基本健診等委託事業におきまして、全額無償で実施しております。

なお、過去3年間の受診者数の実績につきましては、前立腺がん検診が令和5年度が299人、令和6年度が306人、令和7年度が309人。一方、胃がんリスク検診が令和5年度が19人、令和6年度が10人、令和7年度が9人となっております。

続きまして、3番目の質問に対する回答でございます。

田中議員の御指摘のとおり、健康増進事業におきましては、現時点で加齢性難聴のための聴力検査を実施しておりません。

実施していない理由といたしまして、特定健診とがん検診は、それぞれ生活習慣病のメタボリックシンドロームとがんに着目した検診であり、難聴はこれに該当しないことから、国が推奨する検査項目ではないこと。これまで町民の方から健診に関するお問合せや相談がなかったこと。健診を委託している聖隷予防検診センターが使用する判断基準におきましては、一般的な難聴と加齢による難聴か否かの判断基準が曖昧で対応できないこと。県内の自治体で特定健診の項目に聴力検査を追加して実施している例はなく、全国的にも一部の自治体を実施することにどまっております、前例がないことが挙げられます。

しかしながら、高齢者の難聴は脳に伝えられる音の刺激や情報量が減少することで、認知機能低下が進む危険因子の一つとして考えられており、人とのコミュニケーション不足に伴う社会孤立や転倒リスクとフレイルリスクの増加が懸念されることも承知しており、聴力検査は、がんと同様に早期発見、早期対応により、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制につながる重要な取組であると思われれます。

さらに、保健センターでは、令和6年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業で、フレイル対策や高齢者の健康寿命を延ばす取組に力を入れており、重点施策の一つとして事業を実施しております。

こうしたことから、検査項目の追加につきましては、難聴でお悩みの方の実態把握や、国の研究結果及び他の自治体の取組等を参考にしながら、前向きに検討するとともに、町民課で実施しております補聴器補助事業とあわせて一体的な取組を継続的に実施し、町民の健康維持増進に努めてまいりたいと考えております。

なお、加齢性難聴のための聴力検査、委託先医療機関でも実施した実績がないとのことですので、検査実施の際には、システム改修や委託料等の財源確保、運

用方法につきまして関係機関と協議を慎重に進めてまいります。

続きまして、回答の4に移ります。

先ほどの回答でも触れましたけれども、聴力検査が及ぼすメリットには様々あるとは思われますが、中でも早期発見、早期対応につなげることでフレイルリスクが軽減され、健康寿命が延びることで、高齢者が住みなれた地域で自立し、生き生きと暮らすことのできる一助になり得ると考えられますので、住民健診事業への項目追加と事業実施に向けた協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

8 田中 まず、第1問の質問についてでありますけれども、答弁漏れがあったように思いますが。

不在者投票の状況についてお聞きをしました。その点についてどういうふうに言ったかという、期日前投票や福祉入院施設投票、郵便投票などの制度があるが、福祉入院施設における投票並びに郵便投票について、今回の投票結果にはどのような傾向が見られたのかということ、聞き漏らしたかもしれませんが、お知らせください。

郵便投票についても、利用者が減少しているように見受けられるかどうかというふうな、その点についてのお答えが抜けているように思いましたので、再度お願いをします。

総務課長 不在者投票についてですけど、まず郵便投票、前は3名の方が登録されていまして、今回は1人転出で減りましたので、2名登録されています。このうちの2名の方の中の1名が投票されたということで、先ほどお伝えしました。

それから、何でしたっけ。

(「不在者投票」と呼ぶ者あり)

総務課長 不在者投票の請求数は今回38件ありまして、そのうち、投票された方が30件です。

郵便投票によるものは、先ほどの1名ということで1件です。

8 田中 郵便投票は何名の方がやられましたか。

総務課長 はい。郵便投票は1名です。

8 田中 前は3人だったけど、今回は1人とどまったということですよ。もっと改善をしていただきたいというふうに思うんですが。

もともと質問の趣旨ですけども、本当に変な解散だったと思うんです。要するに、これで市町村も大分、大変な目に遭ったということで、これは地方から大変迷惑がありましたとか、本当に大変でしたというようなことは中央に向けて声を上げていかなければいけないと。ああいう解散権の乱用のようなことをやってもらったら困るということは、これは自民党の内でも多分そういう意見が出ておったと思いますが、高市人気に押されて、その声がなかなか広がらないということですが、今や支持率が下がっていますから、そういうことを言うておかなければいけないと思います。

それから、もう一点、次の質問の聴力検査の点ですが、これあんまり突っ込むと、かえって逆効果になるのですが、保健所長が前向きに、財政も含めて検討させてもらっていると。いろいろ各関係と協議を重ねていくというふうに答弁頂きましたので、町長もそのとおりだというふうにならずにいますので、ぜひ、そういうふうな前向きに検討していただいて、早く結論を出していただければ、

ありがたいです。

以上で質問を終わります。

議長 これでは8番田中邦利君の質問を終わります。

議員各位に伝えます。一般質問をする前に、一括質問か、一問一答方式かをはっきり言ってから質問してください。

お諮りします。休憩を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時38分

議長 休憩に引き続き、会議を開きます。

次に、5番加藤弘文君の質問を許します。

5加藤 5番加藤弘文です。おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いします。

先立ちまして、昨日は3・11東日本大震災15年目の慰霊の日。広報したとしても黙とうの呼びかけがありましたが、改めて被災された皆様に哀悼の意を表したいと思います。

さて、それでは、1つ目の質問です。2月25日の全員協議会で水特事業であるきららの森ビジターセンターの基本設計について示されました。これまで、10年ほども前から、町内の有識者で検討会が行われていました。しかし、いつの間にか検討が中止されたり、情報がなくなったりして、どうなっているのかが見通せない時期もあったと記憶しています。いよいよ目に見える形になってきたことにほっとする一方、本格的計画実施を前に、いくつかの点について質したいと思います。

1つ目ですが、こうしたこれまでの住民有識者の検討結果は、今回の計画にどのように活かされてきたのか、教えてください。

1つ目の質問を終えて、席を移します。

[加藤弘文議員、質問席へ移動]

産業課長 それではお答えします。

本計画の策定にあたっては、以前に開催した有識者会議などにおいて、「人と自然をつなぐ」、「今ある自然をいかに大切にしていけるかを伝える」、「町として段戸裏谷原生林の重要性をいかに発信するか」という3つの基本コンセプトを軸に議論を重ねてまいりましたが、議員も御承知のとおり、将来の維持管理費用の視点などから、令和4年度に計画の再考を行いました。その後の再構築にあたっては、町観光協会や現地の観光ガイド、それから町内の観光事業者、さらには従前の有識者の方々にも御参画いただいてワークショップを開催してまいりました。これまでの経緯を丁寧に共有し、議論を深めた結果、次の5つの具体的テーマが取りまとめられました。

1つ目は、「ブナの森の学びの場」、2つ目は、「季節をテーマにしたイベント開催」、3つ目は、「ネイチャーツアーの構築」、4つ目は、「トレッキングコースおよび湖周辺の散策」、そして5つ目は、「森に関する勉強会の開催」でございます。

これらは、当初の基本コンセプトを網羅し、より具体化した内容となっており、これまでの検討結果を十分に反映したものと認識しているところです。

この施設につきましては、これら5つのテーマを具現化すべく、資料展示や室内からの眺望の確保、自然教育・研修の場の提供、さらには原生林案内事業の拠点としての機能を果たすため、必要最小限かつ最適な施設規模と配置を決定したものでございます。

以上です。

5加藤 はい。今の答弁の中で、以前の方々も参画しながら新たに計画を進められたという点を聞いて、大変安心をしました。

5つのコンセプトをもっていくということでしたが。追加の質問ですけど、あそこは釣りのお客さんが大変たくさん見えているということがありまして、この5つの中にどこに属するのかな、そういう利用の仕方をこれからも推進していく気持ちがあるのかな、この1点だけ、まずお聞きしたいと思います。

産業課長 この中に、改めて段戸湖釣り事業というようなものというか、言葉というのは盛り込んでおりませんが、そのものは、季節を通じたテーマをしたイベントだとか、あとネイチャーツアーという区分について、湖面を使っていくという方針は従来と変わらず持っているところです。

以上です。

5加藤 はい。ぜひ、現状の予算も生かしながらということをお願いできたらなということをお願いします。

2番目に移りますが、これまで基本設計予算として、令和6年度決算で、約656万円。7年度予算では大枠だと思いますが、2,000万円ちょうどが計上されてきました。しかし、コンサル会社が関わっているようですが、誰がどのように設計し、その成果は何なのか。いま一つ明確でないように思います。答弁で明確にしたいと思っています。

産業課長 まず、議員御指摘の設計の主体、及びその成果が不明瞭であるとの件についてお答えいたします。

まず、設計の主体と策定プロセスについてでございます。

本事業における基本構想及び基本設計につきましては、専門性と企画力を有するADDR e C株式会社へ業務委託を行っております。ただし、そのコンサルタント会社に一任するのではなくて、担当する産業課の職員に加え、現場を熟知する町観光協会も必要に応じて打合せ等に参加してございます。行政と民間、そして現場の視点を交え、内容に対して逐次意見や提案を行い、最適な計画となるよう検討してまいりました。

次に、これまでの成果と周知の状況について申し上げます。

令和6年度に策定いたしました、きららの森整備基本構想につきましては、昨年3月の予算特別委員会での要望を受け、昨年5月の議会活性化委員会において詳細を御説明いたしました。さらに、6月定例会の総務建設委員会におきましては、ふるさとガイド同席のもと、現地にて直接、構想内容の報告を行ったところです。

また本年度のきららの森整備基本設計業務委託につきましても、その進捗と内容につきまして、先日開催されました全員協議会の場で御説明申し上げたところでございます。

成果につきましては、これら一連の場において、産業課より、提示、配布、そして説明させていただいた資料が具体的な成果になりますが、今後も事業の透明性を確保し設定しつつ、地域の声を反映した施設整備に向けて進めてまいります。以上です。

5加藤 はい。委託した事業者名がADDR e Cでよろしいですか。はい、分かりました。

令和6年、ちょっと前の話になりますが、2月26日の全員協議会で示された「きららの森プロジェクト」はA3、2ページほどの資料でした。しかも、仮想の、こうなるのではないかなというふうな写真をふんだんに利用したものでした。2ページほどでした。656万円はどのように使われたのか。いま一つ腑に落ちなかったのですが、どのように使われたのか。一步踏み込んで教えていただければと思います。

産業課長 はい。その決算656万円が、先ほど言います基本構想の策定費用、この業務委託費用がその額ということになります。

以上です。

5加藤 はい。ちょっと困らせているようで申し訳ないですが。ただ、656万円というのは結構なお金ですので、かなりの調査活動を展開し、その成果物も相当なものが用意されてしかるべきかな、という一般の印象を持つわけですが、このレベルなのかなということをやっと心配したわけです。

さらに、令和7年に入って、きららの森基本整備構想が町長報告としてA3、8ページほどで報告書が示されました。この報告書作成にどのぐらいの予算がかかったのでしょうか。

さらに、今年2月に、きららの森ビジターセンター基本設計が、これもA3、7ページほどで示されました。どのように予算が使われたのでしょうか。総額で2,000万円ほどかかったのでしょうか。

産業課長 今まだ業務期間中ではありますが、発注契約金額は約2,000万ですね、1,998万2,000円。で、基本設計の業務委託を発注して、その内容について概要として先日説明をさせていただいたというものになります。

5加藤 ほとんど委託料ということで考えればよろしいですか。

はい。

これまでの報告書は、僕はこの資料を見るとその会社の名前が何か不思議なロゴとともに書かれていた。アーキテクチャーディレクションという会社なのかなというふうなずっと思っていました。ここに、そのロゴマークがついてますよね、作成された資料に。Aに似た字とCの反対が2つ並んでというふうな。これが多分会社のロゴですよね。そうですね。名前は、先ほどお話のあったADDR e Cという会社ということで。はい、分かりました。

そのADDR e Cという会社に委託作成をお願いしているようですが、どのような会社なのかなと。私もネットでアーキテクチャーというふうな調べたら、何かインドの建築家の名前が出てきたりなんかして、何かよく分からない会社だなというふうな印象を持ってしまったので、この後ADDR e Cという会社について、どんな審査をされたのか教えてください。

産業課長 先ほど触れました、令和4年度から再考するというのに至った後に、全国的な事例として、こういう民間とこういったところをつないで事業展開している

という実績のある会社というところで御紹介いただいた。で、初めてうちのほうも承知したわけですが、その辺の事業成果などから基本構想を発注して、その後も携わっていただいているというものであります。会社自体は東京にございますが、実際にきららの森を当然ですが、来て見学し、私どもとも面談し、観光協会の職員とも面談し、こちらもの状況も承知していただいて、計画をつくっていただいているというふうで、信頼を置いてお願いをしているところであります。

以上です。

5 加藤 はい。全国的な事例もあってということで。紹介をいただいたという。どこから紹介されたのかだけ教えてください。

町長 はい、もともと、これは建てた後の維持管理費をどうしていくのかというところで見直しをかけたということです。その中で、民間の方に運営の連携をしていただけたところを探しましょうということでコンセプトを立ててやったわけですが、その中で、私の知人のほうから紹介をしていただいてお話を聞いたというところであります。で、やっていった結果、実績もあるということなのでお願いをしたということです。

5 加藤 答弁頂きました。よく分かりました。

3 番目ですが、今後プロポーザルで実施設計と施工を行う業者を選定していくとのことです。企画や提案内容なども評価して業者選択をしていくとき、業者に丸投げ、お任せとしないために、役場として評価する上での方針、コンセプトは設計目的に沿って明確になっていますか。そして、それは何でしょうか。

産業課長 はい。設計施工業者を選定するに当たりまして、当然ですが、業者に丸投げやお任せすることはなく、町が評価基準、コンセプトを持って選定することが重要であることは認識しております。

本事業の基準となる評価方針としましては、まず第一に、段戸裏谷原生林の重要性を発信するガイドの活動拠点としての機能、そして、原生林の希少性を多くの方に伝え、深く学ぶ場としての役割を十分に果たせる提案であるかを審査したいと思っております。

その上で、具体的な評価項目としては、これから作成してまいります、次の4点を軸にすることを考えております。

1つ目が、利用者の安全・安心。訪れた方が原生林の環境下でも安全かつ快適に利用できる施設構造であるか。

2つ目が、機能性と環境配慮。原生林の景観を損なわないデザインであって、かつ自然教育や研修に使用できる高い機能性を備えているか。

3つ目です。持続可能性——これは、メンテナンスとか維持管理コストの面です。完成後の維持管理が容易であって、中長期的なライフサイクルコストを抑えた経済的な提案であるか。

最後です。多角的な価値の創出。単なる観光施設に留まらず、原生林の価値を次世代へ継承していくための仕組みや、地域の活性化に寄与する多角的な視点が盛り込まれているか。

これらの評価項目について、町としての設置目的を明確に示しながら、審査したいと考えております。

以上です。

5 加藤 はい。これから具体的なところは詰めていくという段階だということで、承

知しました。ただ、メインとなるコンセプトについては理解をしました。

そこで、一つお聞きしたいのですが、河北新報の記者の横山勉さんという方が執筆された過疎ビジネスという本は御存じでしょうか。菊地寛賞をとった、こういう本なんです、「過疎ビジネス」という本です。これは、副タイトルで、「コンサル栄えて国滅ぶ」というのがサブタイトルです。小さな過疎地域の自治体は自力で事業ができないために、大きな事業などはほぼ委託事業となる。地域のことをほとんど知らないコンサル会社がそれに目をつけて請け負い、過大であったり、不合理な設計案を作成し、専門的な知識のない地方議会をチェック不能と見くびって、膨大な予算を取得するというビジネスを告発した書籍です。

これまで、きららの森の設計に関わっていただいた会社、ADDR e Cさんですね、そのような悪徳な会社であると言っているわけではございません。しかし、水特事業という、ほとんど県費が使われ、こういう言い方はなんです、比較的予算組みがしやすい背景に緩みがあってはいけないんだと思います。そうした業者選定に関わる警戒心をさらに高めることは大切だと考えますが、どうですか。

産業課長 はい、水特事業だからというわけではなく、ほかの町の事業、どれにも当てはまりますが、多額の予算を使うべきものではなく、効率的に最小限の範囲で予算の範囲で行うものという認識は持っておりますので、今回の事業に当たっての予算も高額なものに使われておりますが、安易に見積りとか、積算、示された額をそのまま予算とするのではなくて、中身は当然こちらで精査したりしておりますので、今回、議員が御心配されているような状況は、こちらとしては当然ですか、持ってないし、高過ぎる額を要求されているとも思っておりません。

以上です。

5 加藤 もう一度言うておきますが、ADDR e Cという会社がそうだというふうに言うておるのでは決してございません。ただ、これからの町の事業等に関わって、ぜひこうした警戒心を持っておく必要はあるのだろうなということを思っています。ぜひ、課長の皆さん、この「過疎ビジネス」という本を——僕、別に販売ではありませんが、参考にしていただいて、これからの事業に当たるに当たっての参考にしていただけるといいかなというふうに思います。

4 番目ですが、8年度当初予算では、実施設計業務委託に1,725万円。運営体制構築事業化支援業務委託に約1,002万。井戸掘り工事に660万となっています。支出の具体的な内容、積算根拠について教えていただきたいと思っております。

産業課長 はい。まず、実施設計業務委託料についてでございます。

これは、今年度実施しました基本設計に基づいて、実際に建物を建設施工するための詳細な図面を作成する業務でございます。

具体的には、施工や正確な見積りに不可欠な詳細図面の作成に加えて基本設計の内容を技術的に掘り下げ、実現可能性とコストの最適化を図るものです。あわせて、建築確認申請等の各種法的手続もこの業務の中で執り行うものでございます。

次に、運営体制構築事業化支援業務委託料についてでございます。

施設建設後の持続可能な運営体制を確立するため、きららの森およびビジターセンター全体の運営と維持管理の在り方を整備するものでございます。

具体的には、運営に意欲を示している町観光協会や、連携を予定しております町公共施設管理協会とともに、運営体制や役割分担の整理、維持管理費や、指定

管理料の算出、さらには収益事業や自主事業の企画立案を行うものです。加えて、民間事業者との連携モデルや将来的な自走化に向けたロードマップの策定も進めてまいります。

これら業務委託の積算根拠につきましては、基本設計を基準とし、国土交通省等の基準による主任技師から技術員までの各職種の標準単価に、必要な人工および工数を乗じて算出をしているものでございます。

最後に、井戸掘り工事費について申し上げます。

計画中のビジターセンターには、トイレ、シャワールームに加え、軽飲食を提供する設備も検討しておりますが、現在、現地には飲料、飲み水に適した水源がございません。そのため、地下 20 メートルから 40 メートル以上の深井戸を掘削し、ろ過設備を併用して、安全かつ安定的な水量を確保する計画でございます。またこの井戸には、災害時における地区の貴重な水源としての活用も検討しているものでございます。

なお、この工事費につきましては、徴収した見積り書を参考にして積算をしているものでございます。

以上です。

5 加藤 はい。予算の段階で、大ざっぱに 2,000 万円という形じゃなくて、このように数万円、1,000 円まで積算がなされているということであろうなというふうに思ったわけですが、その根拠について、今、教えていただきました。大枠かなというふうには思ったんですが、具体的に幾ら幾らなんていうふうには、恐らく書面でないと無理だと思うので、今の解釈で大ざっぱな理解はできました。

5 番目ですが、ハイキング客や段戸湖での釣り客への対応も含めて、ビジターセンターへの常駐は必須だと思われませんが、役場としてどんな見通しをお持ちでしょうか。

産業課長 はい。議員御指摘のとおり、ハイキングや段戸湖でのルアーフィッシングを楽しまれる来訪者の安全確保や利便性向上、さらには、きららの森の適切な維持管理のためには、ビジターセンターへの職員常駐は不可欠であると認識をしております。

具体的な運営体制の詳細につきましては、今、令和 8 年度に予定しております、先ほどの支援業務委託の中で案を策定してまいります。現時点での検討状況といたしましては、現在も段戸湖での釣り事業や、きららの森のガイド業務を担っております設楽町観光協会、そして、きららの里の指定管理を行っております設楽町公共施設管理協会の両団体を軸に今後協議を進めてまいりたいと思っております。

これら地元の組織に加えて、専門的なノウハウを持つ民間協力企業からも効率的な運営手法や配置手順について広く意見や提案を求めてまいります。

それらを踏まえ、年間の開館日数や最適な配置人数、さらには緊急時の対応体制など、持続可能かつ効率的な常駐体制の構築に向けて万全を期して検討を進めているところです。

以上です。

5 加藤 はい。検討体制がこれから構築されるということで、回答のとおりだろうなというふうに思っておりましたが。役場としては、一定の思いというか見通しというかというのは、ぜひ持っていたきたいなということで質問させていただき

ました。

6番ですが、段戸の滞在型のレジャー施設として、きららの里は期待できますが、設楽ダム関連の山村都市交流センターとの関係で、今後どのようなふうにしていくのか、見通しはお持ちですか。

すみません、追加ですが、きららの里は豊川市の所有ということで、御存じだと思いますが。

産業課長 はい。きららの里と今後整備されます山村都市交流拠点施設との連携、および将来の見通しについてお答えいたします。

これまでも申し上げましたとおり、きららの里を、この事業の推進には重要な宿泊施設というふうに考えております。ビジターセンターを核とした自然体験ときららの里の宿泊機能を密接に連携させることで、滞在型観光の推進に積極的に活用する考えでございます。

一方で、設楽ダム関連事業として整備される山村都市交流拠点施設が完成した後のきららの里の在り方につきましては、豊川市において、当然ですが検討されるべき事項であります。現時点において、町として具体的な方針や提案を承っている状況ではございませんという状況です。

今後の施設の環境変化に伴い、豊川市から将来的な運営や連携に関する具体的な提案等がなされた場合には、本町の観光振興や地域住民への影響を十分に踏まえた上で、真摯に協議・検討を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

5加藤 山村都市交流センターは、御承知だと思いますが、東三河広域で検討が進められておいて、まだ豊川市もその一つであってきららの里の運営がどうなるか心配をするところでもあります。施設を町が譲り受けて運営していくような考えは、現時点で結構ですが、ありますか。

町長 はい。まだどこの施設も、これ山村都市交流拠点施設ができるいろいろな影響があると思います。豊橋市さん、田原市さんにおいては、正式ではありませんが、これができた暁には今扱っている学校の旧校舎はもう返還をするというようなことも正式には伺っておるところですが、豊川市さんにおいては、何らお話を伺っておりません。ありませんので、私ども経験にお話をするわけにはいきませんが、お話があったときには、こういったことも含めてどうしていくのかという検討していきたいと思っております。

5加藤 御答弁頂きました。豊川市の持ち物ですので、豊川市がどういう方針を持っているのかが明確でない限りおかしなことは言えないところだと思いますけれども、そうした事態も想定されるというふうなことで思ってみえるということで、分かりました。

それでは、7つ目なんです。センターの利用料徴収なども含めて、センターの運営経費については、いきなり黒字というのはなかなか考えにくいことも含めて、町費を今後投入していくことも考えていますか。

産業課長 はい。この施設の運営に当たっては、民間企業の参入や専門的なノウハウを積極的に取り入れた運営を目指してまいります。

具体的には、利用料の徴収や収益事業による売上げを運営経費に充当し、可能な限り長期の負担を抑制する仕組みを構築していきたいと考えております。

一方で、行政、町が責任を持って負担すべき維持管理費用もでございます。例え

ば、浄化槽の法定点検や定期清掃、あるいは今回整備する井戸の保守管理など、施設の安全、それから衛生を維持するための基幹的な経費については、町として適切に予算を投入していく必要があると認識をしております。

具体的な公費負担と受益者負担——売上げ相当のものですが、の範囲及び割合につきましても、来年度の委託業務の中で民間事業者や管理団体の意向を精査し、将来的な収支シミュレーションに基づきながら明確な基準を定めてまいります。

以上です。

5 加藤 はい。その辺がこれから検討課題の中にも位置付いているということで、了解しました。

それでは8番、令和8年度計画について、センターの姿、運営の方向性は、この前大まかに示されたと思うわけですが。段戸湖のしゅんせつだとか歩道の整備、それから東屋の補修、それからキャンプ場を新設するような話、それから自然保護対策など、全体計画の全貌がやや見えにくいなど。計画がどんどんいろんな形で変わっていることも含めてですが、今後、全体計画の進捗について、できるだけ細かく報告を求めたいと思いますが、どうでしょうか。年に一遍とかじゃなくて結構です。

産業課長 はい。今言った段戸湖のしゅんせつにつきましては、ビジターセンターの改修を見据えて、今、利用客がだんだん減少している釣り場の機能を回復させるために実施をしてみたいと思っています。長年堆積した土砂を取り除くことで、水質と環境を改善して、釣り事業を核とした観光誘客の活性化を図るものでございます。

一方、歩道の拡充や東屋の補修といった周辺整備につきましては、現時点で一律に整備をするものではなくて、あえて柔軟性を持って進めてみたいと思っています。

具体的には、先ほど、次年度行います委託事業の中で、実際に管理運営をする民間事業者などと詳細の協議を行って、今後展開される具体的な事業内容やネイチャーツアーの動線などを踏まえた上で、真に必要な環境整備や改修を自然環境に配慮しながら事業の優先順位に沿って実施していくことを考えております。

当初の基本構想の中でもキャンプ設備とかというものはありましたが、保安林の中だとか、火の取扱いだとかという部分も注意する必要があるので、ちょっと今回の整備の中では一旦置いて、今後検討するというふうな扱いをしております。

また、今後の進捗報告につきましては、御指摘のとおり、施設建設のみならず、周辺環境の整備や自然保護対策を含めた全体計画の動向が重要であると認識しておりますので、節目ごとに可能な範囲で御説明、御報告をしていきたいと考えております。

以上です。

5 加藤 先ほど申し上げましたが、これまで示された全体の基本設計も、どんどん変更しているように思われます。良い方向で変更されることは当然のことですので、現時点での計画案が全体計画としてどのようなものであるかを、年度当初にぜひ示していただきたい。キャンプ場がなくなるというような話も何となく漠然として聞いていたようなところがあります。そうした意味で、そうした計画が示していただけたらなということを思います。

いずれにしても、せっかくこうやって造るものですので、みんなの知恵を出し合って良いものにしていくという気持ちは、私も、議員もみんな一緒だと思いますので、できるだけ良いものになるような方向での御努力を一層賜れたらというふうに思っております。

次に、これまで設楽町の人口減少対策について幾つかの提案も含めて質問してきましたが、昨年度4,000人を切ってしまいました。人口ビジョンの推計よりも速い速度で人口が減少しています。これまでの移住定住対策を今年度行われる設楽町第3次総合計画策定の中で大きく見直していく必要もあるのではないかと思います。

1つ目ですが、人口減少が深刻化している地域に対して、ふるさと住民登録制度の導入を国も検討しているということですが、こうした動きに対して対応してみえますか。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課では、総務省が令和7年12月に資料として出しております、ふるさと住民登録制度の検討状況についてという資料を情報収集として用いております、当初は来年度から取組をスタートしたいと考えておりましたが、現時点では、国においてアプリを活用したモデル自治体を探している段階であり、制度の具体像がまだ十分に整理されていない状況であります。そのため、現段階でアプリを活用した取組が必ずしも本来のふるさと住民登録制度の目的達成につながるものとは判断できないことから、まずは国の動向を見極めたいと考えております。

今後国も国の動向を注視するとともに、説明会等にも積極的に参加しながら、当町にとって意味のある形で制度活用を検討していきたいと考えております。

5加藤 はい。まだモデル事業の段階だということですが。過疎地の一つの対策として、国の有効な手だてでもあるということで、立候補してモデル地区になりたいとか、というふうなことがあったら、ぜひ、そうした取組を行ってほしいなということを思います。

2番ですが、ふるさと納税については、業者委託して以来、着実に実績を伸ばしております。納税利用者を対象に——参加者なんていう書き方をしましたが、ふるさと納税を利用した方を対象に設楽町の関係人口者として設楽町の魅力を発信するような仕組みは持っていますか。

財政課長 2番について、財政課からお答えさせていただきます。

現在、ふるさと納税者、納税参加者等に関係人口につながるような取組までは至っておりません。ですけれども、ふるさと納税は返礼品を通じ町の魅力を全国へ発信する有効なツールであると認識しております。

町の資源を生かした体験型、参加型の返礼品については、新たに設楽町を訪れるきっかけとして十分な役割を果たしていると考えております。

返礼品送付時に封入するお礼状に町ホームページへのQRコードをつけ、町の紹介や魅力の周知を図って継続的な接点になるように努めております。

また、各ポータルサイトにおきましては、掲載商品の写真をより魅力的な画像に変更したり、出品数の拡充を図るなど、コンテンツの充実を図っております。

さらに、新たな体験型の創出に向け、現在、設楽町観光協会及び国土交通省と連携を図って、ダム見学ツアーの実施に向けた具体的な協議を進めているところであります。

今後、ふるさと納税リピーターを増やすことで将来的な関係人口の創出への足がかりとしていきたいと思っております。

財政課からは以上です。

5 加藤 はい。もう既にやっただいておるようですが、観光パック等も含めて、継続的にそうした情報発信ができる対象として見ていただければなということでもあります。

3つ目ですが、先ほどのふるさと住民登録制度の関係もあるわけですが、設楽町から転居はしたんだけど、今後、2拠点居住も考えるというふうな方もお見えになります。そうした人も含めて、この制度が活用できるような形になっていくことを願っております。

これについては、先ほど御答弁頂きましたので、4番目に入ります。

今後、関係人口の創出拡大に加えて、空き家バンク対策の現状も踏まえつつ、町営住宅の活用や新たな住宅建設など、移住定住対策についても思い切った施策を期待しますが、どうでしょうか。

企画ダム対策課長 はい。空き家バンクについては、以前、田中議員からの御指摘を受け、固定資産税の納付通知書へチラシを同封する取組を実施しており、その結果、登録件数が増加するなど、一定の効果が見られています。

一方で、移住希望者のニーズは多様化しており、必ずしも空き家がそれぞれのライフスタイルに合致するとは限らない状況もあります。

空き家を購入したいではなく、空き地を購入し、自分の希望に合った住宅を建設したいという方や、まず生活の拠点を確保した上で、将来的に住まいを検討したいという方も見受けられます。こうした状況を踏まえると、空き家を活用した移住施策だけでなく、公営住宅の活用や分譲地の整備など、住宅施策全体の中で対応していくことが重要と考えています。

特に、移住定住の推進を図る上で住宅確保は極めて重要な要素であることから、住宅施策と移住定住施策は切り離して考えることはできないものと認識しております。そのため、移住定住を推進するという観点を踏まえると、先ほど言ったように公営住宅の活用や分譲地の整備など、主体的に検討を進めていく必要があると考えます。

また、設楽町総合計画の策定に向けた住民会議の場でも、住まいの確保はまちづくりにおいて重要な施策であるという御意見も出されており、町として住宅確保の課題に対し一体的に取り組んでいく必要があると考えております。

5 加藤 はい、すいません。いわゆる、これから第3次総合計画がなされていくわけですが、こういう視点での町長のお考えを最後にお聞きできたらと思います。

町長 はい。住宅施策であったりというのは大変重要だと思っております。今年、貯木場の跡地と3公園のところで委託をかけて、可能性の調査を。これは今回は、企業参入の可能性の調査をするわけですが、そういう中で、今まで住宅はこの田口の平らに造ってきたわけですが、そういう意味も含めて住宅であったり宅地の分譲であったりというところで、清崎の辺りというのは、新城に通勤圏ということで大変いい立地になったという認識をしておりますので、一度可能性はおおいにあるということですので、調査をする中で検討していきたいというふうに思っております。

5 加藤 大いに期待して、以上で質問を終わります。

議長 これでは、5番加藤弘文君の質問を終わります。

次に、2番村松純次君の質問を許します。

2村松(純) 2番村松純次です。議長のお許しを頂きましたので、通告どおり、2つの事項について一括方式で質問いたします。

1つ目です。令和8年3月議会定例会初日に、土屋町長から当初予算に伴う施政方針について説明を受けました。

そこで土屋町政2期目となる施政方針につきまして、数点お伺いいたします。

1つ。設楽ダム建設事業において、今年度水源地域整備計画などが見直されるなかで、町としても、国、県との確約事項について一度整理をする必要があると考え、今後、議員の皆様とお話をさせていただきたいと思っております、とありましたが、今後、議員と執行部とで検討委員会を立ち上げるなどといったような整理をするか考えがあれば教えてください。

2つ。「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」の中で、自主防災組織の活動を支援するとともに、災害対策強化を進めるとありましたが、現在、町内にある自主防災組織がどのくらいあるのか把握していますでしょうか。また、今後、組織をどのように増やし、支援していくのかお聞きします。

3つ。「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」の中で、保護者の多様なライフスタイルを支援することを目的とした、こども誰でも通園制度を田口・清嶺保育園で始めるとあります。全協の説明では、まず1名の受入れを想定していると伺ったと記憶していますが、もう一度、制度の簡単な概要説明と共に、今後需要が増えたときにはどのように対応していくのか。例えば、田口・清嶺保育園の受入れ人数を増やすだとか、または津具、名倉保育園にも同様の制度を活用するのかといったところをお伺いします。

2つ目として、次に、設楽町教育方針につきまして、数点お伺いいたします。

1つ。4つの小学校区の地域住民が学校運営に参加することで、地域おこしの一助となることを期待されていることがありますが、どのような内容に参加し、どのような効果があると考えますでしょうか。

2つ。保健室登校や不登校などの児童生徒は、現在何人ぐらいいるのでしょうか。また、トライサポーターを配置するとありますが、具体的な支援内容の説明と、何人のトライサポーターを採用し、1名のサポーターで何人ほどの児童生徒のケアを考えているのか教えてください。

3つ。コミュニティースクールを設置するとありますが、どのような規模で、どのような構成員を想定しているのでしょうか。また、既に存在するPTAや評議員会などの団体の活動とは違った取組をしていくものと考えますが、どういった取組を想定しているのでしょうか。

4つ。奥三河郷土館は、歴史文化を学ぶ教育施設という位置づけにとどまらず、観光や交流事業との連携を推進し、町外関係機関や施設との連携も視野に入れ、企画展などの行事を開催するとありますが、これまでの企画展においてどのぐらいの集客があったのでしょうか。また、それらを上回る今後の増客に対する考えを教えてください。

以上です。

町長 最初の質問につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、この確約事項ですが、国、県との確約事項については、一番最初は、平

成 15 年の 8 月 8 日付けで、文書にて国土交通省並びに愛知県に対して照会をしているところです。この回答が、令和 15 年 9 月 3 日に文書で回答を受けたというのが確約事項の始まりです。

それを受け、平成 20 年の 1 月 21 日付で、これを含めた 7 項目ということで、また照会をかけております。その回答が 20 年 12 月 12 日に来て、これを踏まえた上で 21 年の 2 月 5 日の日に調印が行われたという経緯があります。

今言ったとおり、当初のこの確約事項の照会からいうと、もう 23 年、24 年ぐらいたっているという状況です。今までは、ダムが動いていないときは、これをやっていくという状況にはならず、今に至ってだんだんとこれを具現化をしていくという時代になってきました。その中でも取組を進めておるものもあるわけですが、その中で、この議会を見ていただいても分かる通り、私は辛うじてこの調印前のことを少し知っておりますが、この中で、私が知る限り調印前を知っている方 2 人、田中さんを入れると 3 人だけです。職員も同じです。調印前のことを知っている人がだんだん減ってきました。という中で、令和 16 年という完成が見えてきているわけですので、その中で、今から確約事項に沿っていろんな事業を進めていくのですが、その中で、時代にきちんと合っているのかということ、いま一度、知っている皆さんがいるうちに少し話をしたいなというのが本意でありますので、少しそういった話をしたいなというふうに思っております。

特別に何か委員会をつくるということではありません。ダム対策特別委員会という席がありますので、その中で少しお話ができたり、議員の皆さんと少し、いろんな場面で懇談ができればいいなというふうに思っております。

基本的には、この調印当時の住民の皆さんの思いを無視するということではありませんので、大事にしながら、今の時代にどうして備えて、将来にどうつなげていくのかという視点で少し話をしたいというふうに思っております。

総務課長 はい。私からは、自主防災組織の活動について、回答させていただきます。

設楽町自主防災会事業費補助金交付要綱の第 2 条により、「自主防災会は設楽町行政区設置に関する規則第 2 条の規定による行政区を基本として地区の住民により自主的に組織された団体」と規定されておりますので、自主防災組織の数は、行政区数の 32 団体から本町・萩平区は合同でやられておりますので、1 減らした 31 となります。組織を増やすことに関しては、行政区単位となっておりますので、増やさずに現状を支援していきます。

そちらの自主防災会への活動内容ですが、活動内容は、各団体にお任せいたしますので異なりますが、設楽町自主防災会事業費補助金交付要綱に基づき申請をしていただければ、保存食、保存水などの防災資材の購入や防災機材の購入等で 8 割以内の補助をいたします。ただし、補助には限度額がありまして、世帯数が 50 以下の場合は 25 万円。世帯数が 50 以上 100 世帯以下の場合は 30 万円。世帯数は 101 以上の場合は 35 万円の限度額があります。また、訓練のときに燃料や炊き出し、材料費などの防災活動推進事業も補助金がありまして、そちらは、補助限度額 15 万円の範囲内で補助対象経費の 1,000 円を切り捨てた額、全額を補助しております。

それから、実績といたしましては、令和 6 年度は 6 区から申請がありまして、防災資材購入等で 75 万 9,000 円。防災活動推進事業としましては、5 万 4,000 円の、合計 81 万 3,000 円を補助しております。

令和7年度では、4区から申請がありまして、防災資材購入で42万2,000円。それから防災活動推進事業で17万1,000円の合計59万3,000円を補助いたしました。

これからも、こうした補助を今後も続けまして、地域防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

町民課長 はい。それでは、3番目の御質問であります、こども誰でも通園制度の需要が増えた場合の、田口・清嶺保育園、あるいは名倉、津具保育園への対応ということで答弁させていただきます。

まず概要の説明を、ということでございましたので、改めて説明させていただきます。

こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な衛生環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された新たな通園制度で、令和8年度から全国的に本格実施されます。

お子さんにとっては、家庭とは異なる経験や地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られることで、物や人への興味や関心が広がり、また、年齢の近い子供との関わりにより社会情緒的な発達を支えるなど、成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

保護者にとっては、様々な情報や人とのつながりが広がり、子育てにおける保育園などの社会的資源を活用しやすくなります。また、月に一定時間でも子供と離れた時間を過ごすことで、孤立感や不安感等の解消につながるなど、育児に関する負担感の軽減にもつながります。

設楽町では、町内保育園で最も保育士の人数が多い、田口・清嶺保育園で専任の会計年度任用職員の保育士1名と、既に田口・清嶺保育園に配置済みの保育士を兼務として1名配置する形で実施します。この配置は国の定める最低配置基準です。

利用時間は、毎週水曜日の午前9時半から午後2時半までの5時間以内で、子供1人当たり月10時間を上限とし、1時間単位での利用が可能です。1時間当たり300円の利用料と別途給食費を負担していただき、利用登録、事前面談予約、利用予約を全てこども家庭庁から提供されるシステムを通じて行います。

来年度は、まず希望調査を踏まえ、週1日、1日1名の受入れからスタートします。

今後、需要が増えた場合の対応ですが、実施に当たっては保育士の配置基準をクリアする必要があります。ですので、まずは、利用者1名を2名にできるのか。利用日を週1日から2日にできるのかなど、本制度を確実に実施するための体制づくりを優先することから、現状では、保育士の配置人数の多い田口・清嶺保育園のみで実施せざるを得ない状況にあります。

名倉保育園や津具保育園でのこの制度の実施には、保育士の配置基準をクリアできるように新たな保育士の確保が必要ですが、もし今後、新たに保育士が確保できるのであれば、既存の保育園による延長保育の充実等、保育士の確保ができていない理由で実施し切れていない標準的な保育サービスの充実を優先していきたいと、現時点では考えております。

以上です。

教育課長 はい。続きまして、令和8年度設楽町教育方針について御質問のありました4点についてお答えいたします。

1番目のことについてです。

4つの小学校区の地域が学校運営に参加することで地域福祉の一助となることも期待されます、とあることにつきましては、3番目の質問にありました、コミュニティースクールが目指している姿でもあります。

学校で求めている人材を地域から掘り起こす。新たな分野の事業の展開ができる。ほかにも、お年寄りとの触れ合いの時間を学習の中でつくりたいという場合に、地域の御老人に声をかけ、学校と関わっていただくことで孤立を防ぐことができる。また、関わりが増えることで生きがいが増え、地域で子供を見守ってくださる力が強くなるなど、地域に活力が出てくることが期待されます。

2番目に不登校についてです。

不登校児童生徒、まず、登校ができなかった日が30日以上になる児童生徒は、2学期の時点で、中学校では1名、小学校では3名の計4人でした。登校できなかった日が30日未満の児童生徒は、中学校で8人、小学校で3人と少ない数ではありません。学校には登校するけれども教室に入ることができない、教室に入っても苦しくなって教室から出てしまう学級不適應とされる児童生徒もいます。トライサポーターは、そのような児童生徒にじっくり向き合い、相談に乗ったり、学業の面でのアドバイスをしたり、時には叱咤激励をして、当該児童生徒が少しでも学級で過ごすことができるようサポートをしていきます。

トライサポーターは、学校からの申請で配置します。現在は、1から2名を予定しております。

対応人数に関しましては、当日の登校状況によりますので、不確定ですが、多くても5から6名が見込まれます。

3番目のコミュニティースクールについてです。

コミュニティースクールの設置の重要な要件は、学校運営協議会を設置することになります。中学校を核として4小学校を包括する1つの学校運営協議会を目指していきたいと考えております。

この学校運営協議会の委員には、保護者代表のほか、公的な各種団体代表に限ることなく、幅広い分野での地域の方を選任していくことを想定しております。

どんな子供に育ててほしいのか。地域の力を子供たちの教育にどう生かすか。下校時の安全をどう確保するのか、など、目標やビジョンを定めるため、熟議を重ねていただき、学校運営のパートナーとしてビジョンを共有し、一緒に学校運営をやっていきましょうという姿勢で参画していただきます。

現在、学校には、PTA、評議委員会等がありますので、そちらとの関係についても検討していかなければならないと考えております。

小学校と中学校の連携が可能になり、小中の交流や、1つの学校区だけでなく、中学校区全体で教育支援ができていくので、人材、実施場所、行事など幅が広がり、町内にある地域資源を有効に活用できるようになると思っております。

コミュニティースクールを円滑に進めるためには、コーディネーターを置いて、地域とのパイプ役となって学校と地域をつなげていくことが必要だと考えております。

4番目の奥三河郷土館についてです。

令和7年度の企画展では、戦後80年をテーマに、終戦の日を含む8月7日から9月8日の間開催をしました。2階の展示スペースでパネル展示、戦争に関する図書の展示、実際に触れてみるができる弾丸の模型など、展示などに工夫を凝らして実施をいたしました。夏休み期間中ということもあり、2階の展示スペースの入館者数は3,300人余りでした。

奥三河郷土館は、民俗資料の宝庫であると考えております。大学教授や専門家の方が調査に来たり、今年度は観光協会主催のツアーのコースに盛り込んでいただいたりもしました。設楽町にある貴重な資源を展示し、文化を継承していくよう郷土館の価値を伝えていきます。

また、町内にある文化財、史跡めぐりを開催し、貴重な文化財を継承していく努力もしていきます。町民以外の方にも興味を持っていただけるようにすることも大切だと考えております。

来年度も企画展を実施する予定でおります。来年度においては、道の駅に関する、行政、奥三河郷土館、商業施設、観光協会が道の駅全体の運営をどのようにしていくのか協議する場を設け、それぞれが果たさなければならない役割を確認しながら、協力して来園者を出し増やしていきたいと考えています。

以上です

2村松(純) はい、ありがとうございました。まず、先の質問のほうの1つ目。ダム関連のことについてですが、確約事項を再確認するためにも、また、時代に合った確約事項実現のためにも、早期実現を願います。よろしくお願ひします。

あと、3番目の「支えあいと助け合いの安心福祉のまちづくり」の中で、というところでは、やっぱり地域全体で子供を見守ることが理想だと思いますが、こういう制度もかなり大切だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

2番目の、「安全で快適な暮らしやすいのまちづくり」のところ、もう一つ質問させてください。

支援していくのは、今までと変わらずということだったのですが、この先、公共施設整備計画による避難場所の集約っていうのですかね、場所自体がなくなってしまうとかいうことに、これからなると思うのですが、避難の仕方そのものを考えていかなければならないと思うんです。その辺の考えと、あと、ドローンの活用など、新しい道具やシステムをうまく組合せを活用した計画みたいなものがあれば教えてください。

町長 まず、自主防災組織なのですが、地域によって全く温度差がかなりあります。先進的に取組をされているところもあれば、全くやっていないところもあるものですから、私、懇談会の折にいろんな働きかけをするんですが、それについて、また、いま一度、今年度もまた働きかけをちょっとしたいなというふうにお願ひしておるところです。

ドローンについては、来年度から、令和8年度から、民間との協力の中で、まず、町の職員にドローンの資格をとらせようと思っています。災害時の対応ということで、有効活用ができるようなことを考えていきたいなというふうにお願ひしておるところです。

何分、この自主防災会、役場で災害時に対応がなかなか難しい、32区もあるものですから、なかなか難しいというところもありますので、まず、自助、そして

共助というところを徹底してやっていただけるように取組を進めたいなというふうに思っております。

2村松(純) はい。ぜひというか、状況はどんどん変わってくると思いますので、対応よろしくをお願いします。私たちも協力いたしますので、よろしくお願いします。

あと一つ、教育方針のほうで、3番のコミュニティースクールのところですが、ちょっと調べさせてもらったら、結構許されている権限が、教員の人事のところまで及ぶような大きな力を持っているというふうに伺っているのですが、その取扱い等について、注意されるのは何かお考えがありますか。

教育長 はい。今、想定しているのは、そういった人事権までのことまでは想定してなくて、いろんな権利みたいなものはあるんですけども、そこら辺も、どういうところにするかっていうのを、協議会の中でみんなで話し合いをしながら構築していきたいと思っていますので、今のところそこまでのことは考えていません。

2村松(純) はい、ありがとうございます。一応何かそういうちょっと強い権限があるということらしいので、取扱いに十分注意していただければと思います。

あと最後に、4つ目の奥三河郷土館のところですが、設楽町全体の集客につながるような企画を期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長 これで、2番村松純次君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番原田直幸君の質問を許します。

9原田(直) 皆さん、こんにちは。9番原田直幸です。昼食の一番眠たい時間に質問しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、一般質問通告書に記載するのを忘れてしまいました。大須賀教育長にも答弁してもらえればと思います。議長よろしいでしょうか。

議長 はい。

9原田(直) ということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い、「令和8年度事業の取組み内容について」と、「北設情報ネットワーク民間移行事業について」の2点を一問一答方式で質問したいと思います。

なお、1問は数字の1単位です。よろしくお願いします。

去る2月25日の議員全員協議会で、令和8年度の事業の取組内容についての説明がなされました。

その中の疑問点について、予算審議に余り関係のないところで質問するつもりでありますけども、関係がありましたら御容赦を願ひたいと思います。

最初に、株式会社あかり(仮称)についてです。

アとして、将来の組織図の中で、地域サービス部における人数が、営業企画1

名（総務兼務）とサービス1名（パート）で地域サービスを行うとしていますが、そのような少人数で実際にサービス提供が可能なのでしょうか。

イとして、サービス提供の1例として、荒廃農地対策が挙げられていました。他の事例を参考にしていると思われませんが、どのような方法で行われるのか承知していますか。また、課題等をお聞きしているようでしたら、説明をしていただきたいと思います。

以降は自席で質問したいと思います。

[原田直幸議員、質問席へ移動]

企画ダム対策課長 企画ダム対策課からお答えします。

まず最初にアの部分です。基本的な考え方として地域が主体的に取り組を進める中、協働しながら課題解決の仕組みをつくり、持続可能な取組として実行していく役割を担っていくことを考えており、株式会社あかり（仮称）の社員が直接プレーヤーとなるわけではございません。

地域の中で課題と感じていることで、特に優先度の高いものについて、地域の皆さんや関係する事業者とともに解決の仕組みを考えていき、実行していくことを想定しております。

一方で、株式会社あかり（仮称）は民間企業であるため、現時点の事業計画に基づく収支見込みから雇用できる人員には限りがあります。そのため、地域サービス事業についても、社員1人とパート1人といった体制でスタートすることとしております。ただし、各事業をそれぞれの担当者だけで完結させるという意味ではなく、全ての事業に社員全体が関わりながら運営していくことを前提としており、組織図における主担当はあくまで中心となる役割を示したものとなっております。

今後、電力の切替えが順調に進み、事業収益が想定以上になった場合は、その利益を地域サービス事業に還元し、必要に応じて人材を増やしていくことも可能になってきます。さらに、この会社の理念に賛同していただく事業者や出資者が増えていくことによって、地域サービス事業に関わる人材を拡充していくことも想定しております。したがって、現時点では事業計画に基づく規模でのスタートとなりますが、事業の成長に応じて地域サービスの担い手を段階的に増やしていきたいと考えております。

次に、イについてです。

例といたしまして、愛知県豊田市の旭地区の敷島自治区——ここは、当時927人、現在は877人の322世帯の旧行政区の集まりとなっておりますが、ここで行われておりました、「しきしまの家自給家族」という取組がございます。この「しきしまの家自給家族」という取組は、敷島地区が地域新電力会社である三河の山里コミュニティーパワーの支援を受け、全住民アンケート調査を実施し、その調査結果をもとに10年後の敷島自治区を見通し、5年間の行動計画を定めた「しきしまときめきプラン」から生まれた取組となっております。

この「しきしまときめきプラン」では、3つの重点プロジェクトを設定されており、その1つに、「農村景観を守る農地保全プロジェクト」があります。美しい農村景観を次世代につなぐことを目的とし、消費者とつながる農地保全や集落営農の取組を進める中で考えられた仕組みとなっております。

この取組は、農地を守りながら生産者と消費者が家族のようにつながる米づく

りの仕組みとなっており、課題については特に聞いておりませんが、米づくりの実績としては、2023年産、140家族、210俵。2024年産、230家族、320俵となっており、年々参加者が増えており、2025年産では、330家族470俵を目標と聞いております。

こうした状況を鑑みますと、一定の広がりを見せながら取組が進められているものと認識しております。

「しきしまの家自給家族」の仕組みといたしましては、しきしまの家として、地域の拠点が旧保育園の園舎が事務局となり、遊休農地の活用を含めたお米を生産し、そのお米を消費するといった自給家族を募集します。消費者は、必要なお米の量に応じて栽培経費を前払いし、生産者は特別栽培米であるミネアサヒの生産と保管をいたします。自給している喜びや、収穫量の多い、少ないなどのリスクも共有しながら、生産者と消費者が交流しながら農地を守りつつ、安心な食を分かち合うという仕組みがございます。

以上です。

9 原田(直) はい。ちょっと再質問させていただきたいと思います。

まず、この間の説明だと、3年後の将来図みたいなのが載ってまして、それで言ったところを取り上げたわけなんですけども、先ほどの企画ダムの課長の話だと、儲かればもうちょっと人数を増やすよという話だったというふうに理解するんですけども、物事の考え方として、儲かればそういう形で、営業企画の人を増やしていくという考え方でよろしいのか、そこをもう一度確認したいと思います。

企画ダム対策課長 掛かるそういった経費とかは利益の中から還元していくので、もちろん、先ほど言ったように、関わる事業者、電力会社に入っただけ、加入していただける事業者や出資者等が増えれば、そういった還元につながって、経費としては見ていけますし、まずは地域に入って、そういった課題が何かというところを拾って行って、それに対してどういうふうにやっていくかという形になると思います。

9 原田(直) さっきの敷島地区の自治区の話、確かここで、三河の山里の設立総会か何かのときに説明があって、私もZoomで見たような記憶をしていますが、敷島自治区も多少分かっているんですけども。1個、敷島自治区を選定するということになると、今、企画ダムの課長が言われたように、地域に入ってということなんですけども、その辺を、どういう形で。もうちょっと細かく考えてみえるのか。だって設楽町32行政区あるわけですよね。なかなかそのことを一つ一つ取り上げていくというのは非常に難しいというふうに理解するんですけども。もうちょっと、今の段階で分からないと言えればそれまでかもしれませんが、その辺の見通しがあるなら詳しく説明を頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 たしか御説明の中では、田峯地区をモデルという形でまず始めて、という御説明をしておりました。各地区の方の地域課題に対して、どう接していくか、もしくは地区からの要望によってこの会社がどう動いていくかというのはこれから検討していく形になると思いますので、よろしくお願ひします。

9 原田(直) そうですね、確か田峯地区というような話も聞きました。申し訳ない。では、事業が成功することを願っているわけなんですけども。ぜひうまくいくよう

に、協力していきたいなというふうに思います。

次、2問目です。設楽町学校給食センター（仮称）についてです。

アとして、令和11年度における生徒・児童数の推計を見ると、設楽中48名、田口小31名で、100名にも満たない数字が示されています。調理数を200食とした理由は何でしょうか。

イとして、学校給食センターを建て替えるときにおいて、設楽中と田口小に給食車で配送するために、名倉小と津具小の校舎の修繕を行うとのことですが、ついでに清嶺小も併せて、温かい給食が配食できるような設備を設置するようなことは考えられないでしょうか。そうすれば、2台目が必要となる配食車も無駄にならないような気がするのですが、いかがでしょうか。また、先ほど質問した調理数に近づくと思われますが、どういうお考えなのでしょう。

ウとして、建物の規模の縮小は困難だと思いますが、厨房機器は人数相当分購入すればよいと思われそうですが、示された見積もりはどうなっているのでしょうか。

2問目の質問です。

教育課長 はい。それでは、給食センターに関する3つの質問についてお答えしたいと思います。

アの、調理食数を200食にした理由ということですが、

先ほど言われました、小学校、中学校の生徒のほかは、田口小、設楽中の教職員、あと田口高校の生徒、田口高校職員、山嶺教室の生徒、職員等含めて、令和11年度の食数として考えられるのは213名分となることで見込んでおります。そのあとの高校の生徒の減少ですとか、そこを見込んで200食でも大丈夫だと考えております。

設備の能力におきましては、3から5品の献立の料理を調理する最低の調理機器を設置しております。

配食の箇所数とかが増えない限りでは250食程度の調理をすることは可能と考えております。

2番目の、建替え中の件についてです。

建設当初では清嶺小学校も配食先とすることを考えておりましたが、校舎の修繕費の節減等を考え、配食先から外しました。給食の提供数につきましては先ほど述べたとおり、高校等も入っております。給食センターの建設期間中の田口小学校、設楽中学校への給食の配送につきましては、各校での給食が教室で食べるのか、ホールを使ってランチルームのようにして食べるかによって配缶数も変わってきますので、給食配送車につきましても、今ある資源を活用し、無駄のないようにしていきたいと考えております。

3番目の厨房機器についてですが。

厨房機器につきましては、業務用の最小限の機器を設置しております。給食計画数200食から100食へ縮減した場合であっても献立の料理数や食材の種類等が同じであれば厨房機器を削減、調理員の削減をすることは難しいと考えています。

以上です。

9 原田(直) 200食の理由を説明していただきました。私、田口高校の同窓会の理事長もやらせていただいている関係上、田口高校へも配食していただけるということで、大変ありがたいことだと思う反面、それより優先的に、やるのだったら名倉小、津具小、清嶺小学校に配食するほうが先だというふうに私は思うんです。

けど、そんな余裕が。自校でやることだというふうには分かるんですけど、そんな余裕が設楽町にあるのかなと思って、ちょっと心配するわけですが、その辺、町長のお考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

町長 設計費、設計の段階で金額をお示しもしましたけれども、かなり高額になったものですから、当初は、これをつくった後には全てのところに1か所から配送する予定でしたが、当面は、工事期間中は設楽町中学校と田口小学校の分を配送はしますが、残りのところは自校方式ということですので、清嶺も自校方式でやっていくということです。その先のことを言うと、これができてないうちにあれですけども、もっと先に、仮に、そこの調理場が古くなって建設を要するという段階が起きた場合には配食をしようというふうには、今の時点では考えております。

9 原田(直) 今の田口高校の配食に関してですけれども、高校側との話合いってというのは、ある程度されているのか、ちょっとそこら辺の確認だけしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長 はい。何度か校長先生とか、あと、愛知県教育委員会の学校保健課だったかな、給食を担当している部署の方もこちらのほうに出向いていただいて、いろいろな将来的な計画みたいなこととお話はしております。

9 原田(直) もう一点確認なんですけども、津具小と名倉小でつくった給食を田口小と設楽中に持ってくるって言ったときに、前のときには配食車を2台必要じゃないかと私が聞いたときに、その予定でおりますということをおっしゃったように私は記憶しているんですけど、そうすると、今の話でいうと、1台しか必要なくなると思うんですけど、その辺はどういう考えなのかもう一度ちょっと確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育課長 はい。給食の配送につきましては、配缶の数とかにもよりますけれども、1台は現在ある給食運搬車でできると思います。田口小、設楽中の食数を、もし1か所で賄えることがあるようなことがあれば、1台でいけるといいますし、2つに分けた場合でも、配送の方法をコンテナとかではなくて、保冷バッグ等に入れるなどの工夫ができるようであれば、現在ある車などを活用したりすることもできると考えておりますので、配送方法については、今後、無駄のないように、購入や計画をしていきたいと思っております。

9 原田(直) ぜひ、無駄のない計画をしていただければというお願いして、次の質問に移ります。

3 番目です。国民健康保険料についてです。

今回、仮算定における徴収をやめて、本算定のみ徴収で9か月にすると条例改正案が提出されました。本査定と仮算定とで、私の保険料、1か月に2万円近く変わってきたので歓迎するものですが、もう少し踏み込んだ改正をしていただきたく、条例改正の審議と重ならない部分で質問させていただきたいと思っております。

アとして、愛知県からいつ頃当町が課税すべき料率が示されるのかお教えいただきたいと思っております。

イとして、愛知県から示される料率で賦課すると保険料が高くなるとの説明を受けた記憶があるのですが、療養給付費等の見込み数値を考慮して賦課するよりも根拠が示されると思っておりますが、いかがでしょうか。

ウとして、そうすれば、賦課総額の見込みから保険料の算定を何度も見直すこ

となく被保険者に対しても早期に賦課料率を示すことができるのではないかと
思いますが、いかがでしょうか。

エとして、できることなら国民健康保険税としていただいて、国民健康保険税
として賦課していただければ、議会の議決が必要だし、被保険者に対しても説明
は簡単だと思いますが、いかがでしょうか。

3番目の質問です。

町民課長 はい。御質問にお答えいたします。

まず、アの、愛知県から何時頃に当町が課税すべき料率が示されるのでしょ
うか、というところなのですが。

例年1月中旬から下旬に開催される県国保主管課長会議において通知されてお
ります。

あとのイからエについては、まとめてちょっとお話しさせていただきますが。

確かに、所得や加入者数といった、いずれの変数を使った見込み数値による調
整を重ねるよりも、提示された料率、県から提示された料率をそのまま採用する
ほうが事務手続もスムーズですし、一定の根拠も担保されます。

一方で、県の示す保険料率の算定過程のうち、町の世帯数や収納率といった県
全体の統計からは算定しにくい変数については、実態との差異が余りにも大きい
場合は、料率が過大となる場合が事実としてあります。

したがって、現状においては、県から提示された時点でそのまま採用というよ
りも、一部計算のみ微調整という形、誤差を補う意味でも一部計算の微調整とい
う形となっています。

とはいうものの、納期を上程させた条例のように9期にしていくには、議員御
指摘のとおりスムーズに料率が決定できるスケジュールを組む必要があります
ので、国保主管課長会議の時点で示される県提示保険料率をベースにしたものを
1月の運営協議会に案として示すことで、若干は次年度の町政負担を減らして速
やかに決定できるように、来年度は努力していきたいと考えています。

ちなみに、先の話ですが、今後県が料率を完全統一する場合、予定では、来年
度何年度にするという確かな方針が示される予定ですが、微調整の余地もなく確
定するので、その際の付加料率決定は当然のことながら、かなりスムーズになる
と想定されます。

保険税の検討のことです。

保険料から保険税になることで、例えば、消滅時効の期間が2年から5年にな
る、差押えの優先順位が上がる、遡及賦課の期間が長くなるといった、収納率向
上につながるような、あるいは、いわゆる納付者の公平平等を図るといった面で
いくと徴収の面でのメリットがまず考えられます。

一方で、また課税額が条例で定められることによって、納める側にとっても保
険料の見込みが立てやすいですとか、先日の全員協議会でもお話しした納付期を
本算定のみとする場合でも、全協のときに、納付期10期の自治体を紹介させて
いただきましたが、納付金を本算定で10期としている自治体は全て保険税を採
用していることから、現行御提案させていただいたのは9期なんですけども、そ
れを9期ではなく10期にできて、月々の負担も緩やかになるといった、納める
側のメリットも多少なりは見えます。

ただ、料から税に移行になることで、現行のシステムの変更に必要な期間や費

用がどれだけかかるのか。またこれは内々の話ですけれども、所管課はどうかという、もろもろの課題調整事項も発生しますし、もう一つは、県内保険料率の完全統一の動きも踏まえる必要がありますので、それらを総合的に勘案しながら検討を進めていきたいと考えています。恐らく原田議員を含めてもう何十年にわたって保険税のほうがいいじゃないかというようなことは、歴代担当者も考えてはいたと思いますので、決してこれは後ろ向きではなく前向きな意味での答えのつもりです。

以上です。

9 原田(直) 私がやっていた頃と大分制度が変わっていますので、もう一度分からない部分だけ確認させていただきたいと思うんですけど。

愛知県から示された料率で付加しますよね。そうした場合に、例えばですよ、今、保健者が1,000人弱ぐらいですよ、被保険者。で、一人何十万っていう病気かかると、急にぽんといろいろ経費が増えるわけですよ。そうすると必然的に保険料も上がるという考え方になるんですけども、愛知県の料率で示されたやつを保険、掛けた時に、その年って多分愛知県からの交付金って、そのままもらえるというような認識で私はいるんですけど、それはそういう考え方で間違いなのか、一度確認したいと思うのと。

そうした場合に、来年の時に、そこら辺はちょっと質問したと思うんですけど、来年愛知県の保険料率でいったら足らなかったよと言われたときに、愛知県が今度は設楽町の保険を料率をポンと上げてくると、そういう可能性があるっていうことはどうなのかということ、2点確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

町民課長 はい。まず1点目については、議員お見込みのとおりでございます。

2点目についてなんですけども、過去においてちょっと、あったかどうか分かりませんが、そういった給付費の関係で反映が全くないとは言えないと思うんですけども、ちょっとその辺り、確実にそうなるというのは算定の状況によっても申し上げづらいところがあります。

以上です。

9 原田(直) 何が言いたいかということ、みんな、被保険者に分かりやすく課税がどういう形でされているということを徹底していただくことが一番だと思いますので、その辺、今度条例改正で変わりますので、ぜひ、気をつけて課税をしていたいただきたいと思うので。

ですので、次の質問行きます。

4番目です。会計年度任用職員の雇用についてです。

アとして、つぐ診療所のお医者さんについては、75歳になられたんじゃないかなと思うんですけども、町長がお医者さんが続けていただける限りお願いするというお話だったというふうに理解しています。

65歳を過ぎた会計年度任用職員も出てきていますし、正規の職員も不足しているというような状況だと聞くわけですけども、今後の会計年度任用職員の雇用について、どのように考えているのかちょっと確認をさせていただきたいと思います。

イとして、常勤の特別の報酬について、年度内に特別職報酬審議会を開いて改定するとのお話があったというふうに思うんですけども、今回の議会に議案の

上程はされていないという状況だと思います。急な選挙等で事務が追いつかないということですが、今後どのように進めていくつもりなのかお聞きしたいと思います。

総務課長 それでは、アからお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の任用につきましては、設楽町パートタイム会計年度任用職員取扱いに関する要綱第4条に基づきまして任用しております。その規定では、原則 65 歳以下の者を任用する。町長が特に必要と認めたときは、この限りでない、という要綱をもとに任用しております。

また、御高齢になって業務の遂行に支障が生じるのではないかということに対しましては、設楽町パートタイム会計年度任用職員の人事評価実施規程で、毎年 1 月 1 日を基準日に人事評価をしております。1 年ごとの業務遂行能力を評価しております。

御質問の会計年度任用職員の任用についてですが、国からも年齢にとらわれず、業務の遂行能力に応じて雇用するように言われておまして、一般職員の採用が難しくなる中、マンパワーの確保のために会計年度任用職員の活用も必要なことと考えております。

次に、イの報酬審議会の件ですが。

報酬審議会の開催が遅れてしましまして申し訳ございません。おわび申し上げます。言い訳にはなってしまいますが、突然の衆議院の選挙の業務の増加によりましてリソース不足になったことは否めません。

今後ですが、今度の 4 月から 5 月ごろには第 1 回報酬審議会を開催できるように事務を進めます。それ以降は、審議会の協議の進行具合によりますが、報酬の変更や報酬の適用時期など審議がされまして、最終的に町長へ答申されることとなります。その答申をもとに、町長が決定し、報酬を変更する場合には条例改正案を上程することとなります。

以上でございます。

9 原田(直) 会計年度任用職員も人事評価をやっているというお話なんですけども。実際、65 歳過ぎた任用職員もかなり出ているのですけども、最終的に、例えば、今 65 歳と言っているのですけれども、僕は 70 歳まで引上げてもいいと思うんですけども。その辺のお考え、町長どうなのかちょっとお聞きしたいと思います。いかがですか。

町長 はい。決まりは一応ここであるものですから、決まりは決まりですが。その時々に応じて 65 歳を過ぎても、雇用をしてやっていただける方は、職員不足というところもありますので、やっていただける方はやっていただけるようにして。でも今のところそのルールを変えてとまでということは思っておりませんけれども、やっていただけるという意識があるのであれば考えていきたいというふうに思っています。

9 原田(直) 一応ある程度定年の年数もつくっておいたほうがいいかなと思う部分もあるので、一回条例を変えて 70 ぐらいまでやってもらって、その途中で個人的に辞めたい人はそれではないかなと思う部分もあるので、ぜひ 1 度検討していただきたいなと思います。

もう一点、報酬審議会、これからやって町長に答申してそのあとやるっていう話なんですけど、実際、目安として、町長、いつ頃報酬を上げるつもりを。上が

ることは多分間違いないと思うんですけど、例えばやってもらって、10月からやろうかと思うが、来年の4月からになるのかとか、その辺のお考えがあるんだったらちょっと1回お聞きしたいと思えますいかが、でしょうか。

町長 はい。本来年度内にやるべきものであったので、決まることが分かりませんので、報酬審議会の答申を受けた後には速やかに上げたいというふうに思っております。

9 原田(直) 確かにそのとおりですけども、やるのだったら、なるべく早くやってあげたほうがいいかなと思いますので。

次の質問に移ります。

大きな2番目です。「北設情報ネットワーク民間移行事業について」です。

昨年10月から今年1月にかけて、旧設楽町の地域内で北設情報ネットワークの民間移行事業について説明会が開催されました。職員は毎晩のように行政区を回って説明をいただき、大変御苦労だったと思います。感謝申し上げたいと思います。

説明会の一番遅かった清嶺地区でも加入の申込みの期限が2月末になっており、ほぼ加入の状況が把握できるのではないかと思います、質問をさせていただきます。

今日、今、お昼の休憩中に状況についてペラを1枚頂きましてありがとうございます。もし、今度の質問の中に、これを見れば分かるということがあれば、答弁を省略していただいて結構ですので、よろしくお聞きしたいと思えます。

1番目。説明会や加入の状況について。

アとして、説明会に参加された人数は何人で割合は何%か。これ、書いてありますので、これはいいです。

イとして、参加説明会に参加されなかった人には個別訪問を行い、加入促進を図るとのことでしたが、実際に訪問を行い説明した世帯はどのぐらいあるのか、お聞きしたいと思えます。

ウは、これも書いてありますので結構です。

エとして、説明会において料金等の苦情があったのかを聞いているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

オとして、これを見ますと、まだ未加入、申込みをしてない人がいるわけですが、その人に対してどういう対応していくと考えているのかをお聞きしたいと思えます。

企画ダム対策課長 それでは、イの部分からお答えします。

まず、加入手続についてですが、北設広域事務組合が行っている意向確認書の提出と、CTC——中部テレコミュニケーションが行っている加入申込みの2つの手続を今展開しております。

1つ目の意向確認書の未提出者については、西納庫地区を中心に30件ほど加入者宅に出向き、説明と意向確認書の回収を行っております。同時に、電話による提出依頼も順次行っているそうです。

2つ目のCTCへの申込みについてですが、意向確認書を北設広域事務組合へ提出された加入者は、CTC側のコンタクトセンターからコミュファ光サービス契約の手続をするため御案内をしているところではあります、加入への案内電話に出ただけでないケースも多数発生しており、こういった案件も、組合と事

業者の間で共有し、加入者から直接電話をしていただくよう組合からも案内しているそうです。

次は、飛ばしまして、エについてです。

説明会全体を通しまして、いろいろな質疑は頂いたそうです。料金等の苦情が多く寄せられた状況ではありませんと聞いております。説明会に参加された皆さんは、サービスの移行に際して必要となる手続や料金プランの内容、提供されるサービス詳細等について、希望したい利用形態に応じて前向きに把握しようとしており、大きな混乱等もなく、おおむね円滑な説明会となっていたそうです。

次が、オですが。引き続き、意向確認書の未提出者には再度案内文書を郵送し、郵送しても返信のない加入者に対しては、電話での案内や戸別訪問などで対応していきたいと聞いております。

また、事業者によるコミュファ光サービスの受付手続につきましても、先ほど言ったように組合からの電話案内を行うとともに、戸別訪問ができる体制を組合と事業者との間で調整していきたいとなっております。

以上です。

9 原田(直) 再質問の中では聞きたいことあるんですけど、ちょっと時間ありませんので、2番目の中部テレコミュニケーションとの関係性についてちょっと質問したいと思います。

さっき言っていたのですが、フリーダイヤルから電話がかかってくると、この頃は変な詐欺みたいな電話があって、誰だかわからないという人がいるので、一応書いてくれてはあるのですが、いちいち確認することはないんですよ。大体私もそうだったんですけど、そうすると、不審な電話だと思って電話にでないという状況があると思っています。で、うちの隣の人もそんなこと言っていたので、ちょっと1回、やるときに北設広域の電話か何かにしてもらったほうが、83局何番とか、そういうほうが出やすいと思うので、その辺の検討をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいというふうに思っています。

何でかという、個人からすると30分もしゃべられるわけですよ。30分しゃべっても何しゃべっているかよくわからないって部分も一般の人、年寄りの人は多分あると思うんです。そんなので電話でもかなりかかっちゃうという部分があるので、1回その辺のことを確認していただきたいのと。ここにも質問があるので、その内容についても、疑問点があるのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから、イとして、コミュニケーションの加入件数、これだと今は入らない人もいるのかもしれないんですけども、増減で、今まで何億もかかると言っていますけども、契約金額の変更等が出てくるのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

もう一点。今、田口の町の中、今ちょっと見ませんが、一時期ケーブルを張り替えるような業者がかなり入っていたのですが、その延長についても、その増減によって町の負担金が増えていくのかどうなのか。その辺、3点を確認したいと思います。

企画ダム対策課長 それでは、アから答えます。

まず、コンタクトセンターからの入電については、問合せの数としてはさほど多く声はされておりませんが、加入者への聞き取り事項の趣旨が伝わりにくかつ

たり、御高齢のかたには分かりにくかったりする内容がございましたので、できるだけスムーズに聞き取りが行えるよう改善を加えていくという話を聞いております。

事業者としても、コミュファ光サービスを提供する上での環境を整えるため、必要な情報を聞き取っているところではございますが、今後も御意見を頂き改善を図ってまいりたいと思っております。

次に、イですが、CTCとの移行事業に関する契約については、事業者側が北設地域の人口と世帯の現状把握及び今後の推計を行っていること、またこれを踏まえた上で、北設情報ネットワークのテレビとインターネット加入件数がコミュファ光のサービスへ移行した際の推移などを勘案し、提案された契約事業費でありますので、現時点で加入件数の増減によって契約金額が大きく変更することは、現段階では想定しておりません。

次に、ウですが。ケーブルの張り替えの増減について、主に幹線ケーブルの張り替えが行われる場合を想定された質問としてお答えします。

幹線ケーブルについては、コミュファ光のサービスへの切替えのための新しい光新線が必要となるため、現状の北設情報の幹線ケーブルに加えて、CTC独自の幹線ケーブルを追加敷設しております。追加するケーブルの延長も、基本的にはプロポーザルの提案時に想定した延長と現段階では大差ない見込みとなっておりますので、総事業費に及ぼす影響は少ないと考えております。

以上です。

9 原田(直) いろいろ説明頂きました。で、今、戸別訪問を西納庫を中心にやっただけだということもお話も聞きましたんですけども、実際見るとこれ、80%後半ぐらいですよ。まだ10%の要は申込みをしていないというような状況ですので、ぜひその辺の加入促進を、北設広域事務組合の職員も大変だと思いますけども、やって、時間が限られているんですよ。多分8月末ぐらいには切れちゃうところがかなり出てくるというふうに理解するので。そうしたらテレビを見られないぞでは、どうしてもいけないと思いますので、ぜひその辺を一生懸命やっただけのように、町としても協力していただいて、頑張ってくださいをお願い——町長、頑張ってくださいよね。

町長 はい。私、管理者でありますので、鋭意努力をしてまいりますのでよろしくお願い致します。

9 原田(直) はい。ぜひ今そういうお言葉を頂きましたので、頑張ってくださいようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これで原田直幸君の質問を終わり、以上で一般質問を終わります。

議長 次に、日程第3、議案第39号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 はい。それでは、議案第39号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の23ページを御覧ください。

設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する条例の一部を改正する

条例につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正の理由といたしましては、先日の議会初日で説明いたしましたが、令和 7 年 8 月 7 日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正いたしました。このことにあわせて設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する条例についても、給与条例を引用する条項に所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、通勤手当の改正です。

設楽町職員の給与に関する条例の一部改正で、1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設しました。設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する条例についても、一般職員の規定を引用して費用弁償を支払っているため改正するものであります。

施行は令和 8 年 1 月 1 日から実施いたします。

なお、本条例改正は、初日の設楽町職員の給与に関する条例の一部改正にあわせて上程するべきところを本日の上程となり、申し訳ございませんでした。

なお、改正内容の詳細につきましては、この後、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 はい。改正理由は、今、副町長から説明していただきましたので、改正内容を説明させていただきたいと思っております。

設楽町職員の給与に関する条例の一部改正で、通勤手当の中に新たに 1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場の利用に対する通勤手当を新設することとなり、設楽町のパートタイム会計年度任用職員の報酬に関する条例においても、一般職員の規定を引用して費用弁償を支払うために、これらの改正を行うものでございます。

改正の詳細につきまして、25 ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第 14 条ですが、通勤に係る費用弁償ということの規定でございます。

第 14 条第 1 項中、第 1 項各号を第 1 項及び第 3 項に改めるもので、今までの第 1 項各号の引き続きの適用と、新たに追加される駐車場料金を規定する第 3 項を追加するための改正でございます。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 39 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 39 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 39 号を、総務建設委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1 時 50 分